

# 給水装置工事施行基準

八幡市上下水道部

## 目次

第1章 総則	3
1.1 目的	3
1.2 給水装置の概要	3
1.3 給水装置工事の種類	4
1.4 給水方式	4
1.5 給水装置の構造及び材質	5
1.6 給水装置工事の流れ	7
第2章 設計	8
2.1 調査	8
2.2 給水方式の決定	9
2.3 計画使用水量の決定	9
2.3.1 用語の定義	9
2.3.2 直結式給水の計画使用水量	9
2.3.3 受水槽式給水の計画使用水量	13
2.4 口径の決定	14
2.4.1 口径決定の基準	14
2.4.2 損失水頭	15
2.4.3 直結直圧式における給水管の口径決定	18
2.4.4 受水槽式給水における給水管の口径決定	18
第3章 施工	19
3.1 管種	19
3.2 管の取出し	23
3.3 配管	24
3.3.1 給水管の構造	24
3.3.2 給水管の布設	26
3.3.3 メーターの設置	28
3.3.4 メーターバイパスユニット	29
3.3.5 給水管の撤去	29
第4章 受水槽以下の設備	30
4.1 受水槽	30
4.1.1 保守点検	30
4.1.2 強度、水密性の確保	33
4.1.3 水槽内の汚染の防止	33
4.2 高置水槽	34

4.3 受水槽式給水設備の給水装置への切替え .....	36
第5章 標準施工図 .....	37
第6章 給水装置工事申込について .....	39
6.1 給水装置工事申込書 記入例 .....	41
6.2 竣工届及び竣工検査願 記入例 .....	43
6.3 平面図・立面図記入例 .....	44
第7章 関係法令 .....	46
○八幡市上水道給水条例 .....	46
○八幡市上水道給水条例施行規程 .....	56
○八幡市水道指定給水装置工事事業者規程 .....	63
○八幡市上水道給水装置工事単価規程 .....	70

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この給水装置工事施行基準は、水道水需要者に安全で良質な水道水を供給するため、八幡市水道事業者（以下「水道事業者」という。）の配水管より直結して設ける給水装置の工事について、工法、構造、材料及びその他工事上の条件について定めるものである。

### 1.2 給水装置の概要

給水装置は、水道法第3条において、「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定義されている。

ここで、「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない。また、ビル等で水道水を一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり、受水槽以下は給水装置にあたらない。

給水装置は、一般的に給水管、給水用具及び量水器（以下メーター）から構成されており（図1参照）、これらは、水道法施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合している必要がある。なお、メーターは水道事業者が所有し、需要者に貸与するが、給水装置システムの観点から給水装置に該当すると解される。

給水装置は、水道施設（貯水、取水、導水、浄水、送水及び配水の各施設）と一体をなす「水道」の一部であるが、これらの水道施設が水道事業者の管理に属するものであるのに対し、給水装置は、メーターを除き需要者の財産であることから、水道施設には含まれない。

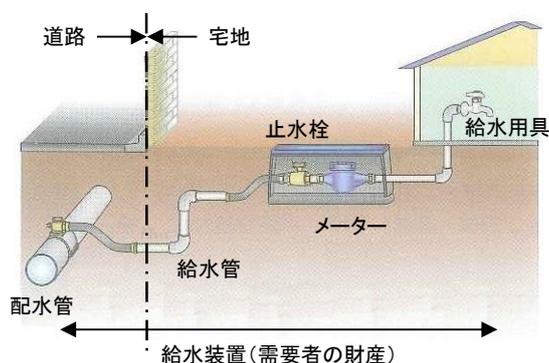


図1 給水装置構成図

### 1.3 給水装置工事の種類

① 分岐工事

水道事業者の配水管から給水管を取り出す工事。主にサドル分水栓や不断水による割丁字管で分岐を行うもの。メーター手前の止水栓もしくはバルブまでの設置とする。

② 臨時工事

主に土木、建築等の工事に使用する臨時用の給水装置を設置するもの。原則一年以内の期間で使用する。

③ 内線工事

メーター二次側からの給水管、各給水用具まで設置を行う工事。受水槽の場合は、受水槽注入口（ボールタップ等）までが内線工事となる。

なおそれぞれ新設、改造、撤去の区別を設ける。

① 新設工事

水道を使用するため新たに給水装置を設置する工事。

② 改造工事

既設給水管の増径、管路変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事。

③ 撤去工事

不要になった給水装置を配水管または他の給水管の分岐部から全部を取り外す工事。

また配管を伴わない単独水栓の取替えや補修、こま・パッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替えは給水装置工事ではなく、だれでも行うことができる。

### 1.4 給水方式

○ 直結式

直結式給水は、給水装置の定義どおりであり、配水管の分岐から末端の給水栓まで配水管の直圧を利用する方式。

**利点**

- ・水質の劣化が生じない。
- ・配水管の直圧を利用するため省エネ効果。
- ・受水槽等の設備を設置するスペースを考慮する必要がない。
- ・受水槽等の設備にかかるメンテナンスがいらぬ。

**欠点**

- ・災害等により配水管の断水が起こった際は、給水不能となる。
- ・配水管への負荷が増大する。

○ 受水槽式

受水槽式給水は、配水管から一旦受水槽に水を受け、この受水槽から給水する方式。配水管の水圧は受水槽以下には作用しない。

**利点**

- ・配水管の水圧の変動に左右されず、給水量、給水圧を保持できる。
- ・配水管の断水時でも多少の水量が確保できる。
- ・配水管への負荷が少ない。

**欠点**

- ・設備の維持管理が必要。
- ・設備の設置スペースが必要。
- ・水質劣化しやすい。

### 1.5 給水装置の構造及び材質

水道法第16条において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条第1項、並びに同第2項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合していない場合は、供給規定の定めるところにより、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができるものと定めている。

水道法施行令第6条で定められた給水装置の構造及び材質の基準は、水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるためのものであることから、給水装置が有すべき必要最低限の基準を明確化、性能基準化するという考え方で定められている（図2参照）。

これに基づき制定された「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」は、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久の7項目の基準からなっている。

なお、この基準の考え方は、個々の給水管や給水用具が満たすべき性能要件の定量的な判断基準（性能基準）と給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な判断基準（給水装置システム基準）から構成されている。（表1参照）

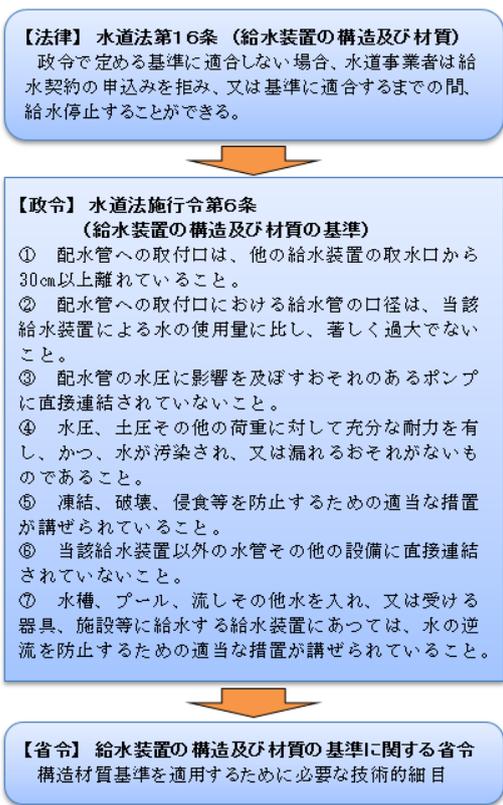


図2 給水装置の構造及び材質に係る法体系

給水装置は、性能基準に適合している給水管、給水用具を使用するだけでなく、給水装置システム全体として、水撃防止、防食、逆流防止、凍結防止などの機能を有する必要がある。

性能に関する基準	・個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な判断基準
システムに関する基準	・給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準

基準項目		性能基準	給水装置システム基準
① 耐圧基準	水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準	耐圧性能	●適切な接合 ●主配管の配管経路
② 浸出基準	金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準	浸出性能	●水の停滞の防止 ●有害物質取扱施設近接設置の防止 ●油類の浸透防止
③ 水撃限界基準	水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準	水撃限界性能	●水撃防止器の設置
④ 防食基準	腐食を防止するための基準		●酸、アルカリ防食 ●電気防食
⑤ 逆流防止基準	汚染水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準	逆流防止性能 負圧破壊性能	●逆流防止、負圧破壊性能を有する器具の設置 ●吐水口空間の確保 ●事業活動で水が汚染されるおそれのある場所での逆流防止措置
⑥ 耐寒基準	給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準	耐寒性能	●凍結防止の措置
⑦ 耐久基準	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準	耐久性能	

表1 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置用材料が使用可能か否かは、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているか否かであり、給水装置工事主任技術者は、使用しようとする製品の使用目的や設置個所に応じて満たすべき性能基準の項目を判断し、基準適合の状況を確認する必要がある。

基準適合の確認方法には、製造者などが自らの責任で製品の基準適合性を消費者等に証明する「自己認証」と、製造者等が第三者認証機関に依頼して基準適合品であることを証明してもらう「第三者認証」がある。

認証とは、給水管及び給水用具が、各製品の役段階で給水装置の構造及び材質の基準に適合していることと、当該製品の製造段階でその品質の安定性が確保されていることを証明することである。

第三者認証機関には、(公社)日本水道協会(JWWA)、(一財)日本ガス機器検査協会(JIA)、(一財)日本燃焼機器検査協会(JHIA)、(一財)電気安全環境研究所の4機関があり、これらの第三者認証機関は、基準を満たしていることを認証した製品に対して、「認証マーク」の表示をすることが認められている。

また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令と同等以上の基準に適合している JIS

規格、JWWA 規格等の団体規格の製品については、性能基準に適合しているものとして使用することができる。

## 1.6 給水装置工事の流れ

水道法第3条第11項において、給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事と定義されている。このうち、設置とは新設を、変更とは改造、修繕、撤去工事をいう。また、「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画立案、設計、施工、竣工検査までの過程をいう。工事は指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が行う。表2に給水装置工事の流れと主な業務内容を示す。

なお、給水装置工事を竣工した場合には、給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準に適合していることを確認する。

① 工事の受注	施主からの工事依頼
② 調査	現場状況、配水管、道路、その他埋設物の調査や関係機関との調整
③ 計画・設計	引込口径等の決定、給水装置工事の計画、材料や施工方法の確認
④ 申請手続き※1	給水工事申込書や道路占用許可等の申請、申請に伴う各種納付金の納付
⑤ 工事の施工※2	工程管理、品質管理、安全管理の徹底
⑥ 竣工検査	水道事業者による検査（予約要）
⑦ 引き渡し	施主への引渡し

※1 水道事業者の審査や、道路占用の許可等に日数を要する。

※2 分岐工事については、竣工検査を同時に行う

表2 給水装置工事の流れと主な業務内容

## 第2章 設計

給水装置の設計とは、現場調査、給水管口径及び給水方式の決定、管路及び管種の決定、図面の作成並びに工事費の概算額の算出に至る事務及び技術的措置をいい、設計ごとに水理計算を行うことが必要である。単に水が出るだけの装置であれば良いというのではなく、需要者が必要とする給水量と水質の保持について不安がなく、使用が便利で、かつ、工事費が低廉であることが肝要である。また「1.5 給水装置の構造及び材質」に準拠するほか現地に最も適したものを選び、維持管理についても考慮しなければならない。

### 2.1 調査

給水装置工事の依頼を受けた場合は、現状の状況を把握するために必要な調査を行う。

基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の結果は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため、慎重に行う。またその内容によって「工事申込者に確認するもの」、「水道事業者を確認するもの」、「現地調査により確認するもの」がある。現地調査には、道路管理者、所轄警察署、地下埋設企業への調査や協議も含まれている。表3に主な調査項目と内容を示す。

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事申込者	水道事業者	現地	その他
①工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	○	—	○	
②使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数、居住戸数、計画居住人口	○	—	○	
③既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独栓・共有栓）、口径、管種、布設位置、使用水量、使用者番号	○	○	○	所有者
④屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	○	○	○	
⑤供給条件	給水条件、給水区域、3階以上の直結給水対象地区、配水管への取付口からメーターまでの工法、工期、その他工事上の条件等	—	○	—	
⑥屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○	—	○	
⑦配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置	—	○	○	
⑧道路の状況	種別（公道・市道等）、幅員、舗装別、舗装年次	—	—	○	道路管理者
⑨各種埋設物の有無	種類（水道・下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置	—	—	○	埋設物管理者
⑩現場の施工環境	施工時間（昼・夜）、関連工事	—	○	○	埋設物管理者 所轄警察署
⑪既設給水装置から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
⑫受水槽式の場合	受水槽の構造、有効容量、位置、点検口の位置、配管ルート	—	—	○	
⑬工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地内に給水装置埋設の同意、その他権利の所有者の承諾	○	—	—	権利の所有者
⑭建築確認	建築確認通知（番号）	○	—	—	

表3 調査項目と内容

## 2.2 給水方式の決定

「1.4 給水方式」で前述したように、給水方式には直結式、受水槽式があり、給水する高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。

直結式には、直圧式と増圧式があるが、本市の場合増圧式は採用していない。

なお、直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用する場合もあるが（直結・受水槽併用式）、この場合、受水槽以下の配管を直結配管に接続してはならない。

一般的に必要な水量、水圧が確保できるときは直結式給水とし、次のような場合は、受水槽式給水とする。

- ① 地上3階以上に給水するとき。ただし配水管の水圧等条件によっては、3階までの直結給水を認める場合がある。
- ② 災害時や事故等による水道の断減水時においても、必要最小限の給水を確保する必要があるとき。
- ③ 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいなど配水管に水圧低下を来すおそれがあるとき。
- ④ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき。
- ⑤ 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質に汚染を来すおそれのあるとき。

## 2.3 計画使用水量の決定

### 2.3.1 用語の定義

#### ① 計画使用水量

給水装置に給水される水量をいい、給水管の口径の決定等の基礎となるものである。

#### ② 同時使用水量

給水装置に設置されている末端給水用具のうち、いくつかの末端給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、通常単位はL/minを用いる。直結式給水の場合の計画使用水量となる。

#### ③ 計画一日使用水量

給水装置に給水される一日当たりの水量であって、通常単位はL/日を用いる。受水槽の容量決定等の根拠となる。

### 2.3.2 直結式給水の計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合等を考慮して実態に合った水量を設定する。以下に、一般的な同時使用水量の算定方法を示す。

○ 一戸建て等の場合

① 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

同時に使用する給水用具を表4から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を足し合わせて同時使用水量を求める方法である。

使用形態に合わせた設定が可能であるが、使用形態は種々変動するため、すべてに対応するには、使用形態の組み合わせを変えた計算が必要となることから、使用頻度の高い給水用具（台所、洗面器等）を含めて設定する等の配慮が必要である。

学校や駅の手洗所のように、同時使用率が高い場合には、手洗器、小便器、大便器等、その用途ごとに表4を適用して合算する。

一般的な給水用具の種類別吐水量は、表5のとおりである。また、給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある（表6参照）。

総給水用具数（個）	同時使用率を考慮した水栓数
1	1
2～4	2
5～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

表4 同時使用率を考慮した給水用具数

用途	使用水量 (L/min)	対応する水栓の口径 (mm)	備考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽（和式）	20～40	13～20	
浴槽（様式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器（洗浄水槽）	12～20	13	
〃（洗浄弁）	15～30	13	1回（4～6秒）の流出量2～3L
大便器（洗浄水槽）	12～20	13	
〃（洗浄弁）	70～130	25	1回（8～12秒）の流出量13.5～16.5L
手洗器	5～10	13	
消火栓（小型）	130～260	40～50	
散水栓	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用

表5 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径

給水用具の口径 (mm)	13	20	25
標準使用水量 (L/min)	17	40	65

表6 給水用具の標準使用水量

② 標準化した同時使用水量により求める方法

この方法は、給水用具の数と同時使用水量との関係についての標準値から求める方法である。次式のように給水装置内のすべての給水用具の個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を給水用具の総数で除した値に、同時使用水量比（表7）を乗じて求める。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{給水用具総数} \times \text{同時使用水量比}$$

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

表7 給水用具数と同時使用水量比

○ 集合住宅等の場合

③ 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$Q = 42N^{0.33} \quad [10 \text{ 戸未満}]$$

$$Q = 19N^{0.67} \quad [10 \text{ 戸} \sim 600 \text{ 戸未満}]$$

ただし、Q：同時使用水量（L/min） N：戸数

④ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$Q = 26P^{0.36} \quad [30 \text{ 人以下}]$$

$$Q = 13P^{0.56} \quad [31 \text{ 人} \sim 200 \text{ 人以下}]$$

$$Q = 6.9P^{0.67} \quad [201 \text{ 人} \sim 2000 \text{ 人以下}]$$

ただし、Q：同時使用水量（L/min） P：人数（人）

⑤ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

（調査により提案された新たな方法）

$$Q = 26P^{0.36} \quad [30 \text{ 人以下}]$$

$$Q = 15.2P^{0.51} \quad [31 \text{ 人以上}]$$

ただし、Q：同時使用水量（L/min） P：人数（人）

⑥ 給水用具給水負荷単位により求める方法

この方法は、一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル、集合住宅等の場合に用いる。給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位（表8）に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用流量図（図3）を利用して求める。

器具名	水栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大 便 器	洗 淨 弁	10	6
大 便 器	洗 淨 タ ン ク	5	3
小 便 器	洗 淨 弁	5	
小 便 器	洗 淨 タ ン ク	3	
洗 面 器	給 水 栓	2	1
手 洗 器	給 水 栓	1	0.5
医 療 用 洗 面 器	給 水 栓	3	
事 務 室 用 流 し	給 水 栓	3	
台 所 流 し	給 水 栓		3
料 理 場 流 し	給 水 栓	4	2
料 理 場 流 し	混 合 栓	3	
食 器 洗 流 し	給 水 栓	5	
連 合 流 し	給 水 栓		3
洗 面 流 し	給 水 栓	2	
(水栓 1 個につき)			
掃 除 用 流 し	給 水 栓	4	3
浴 槽	給 水 栓	4	2
シ ャ ワ ー	混 合 栓	4	2
浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨弁による場合		8
浴 室 一 そ ろ い	大便器が洗淨タンクによる場合		6
水 飲 器	水 飲 み 水 栓	2	1
湯 沸 し 器	ボ ー ル タ ッ プ	2	
散 水 ・ 車 庫	給 水 栓	5	

注 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。

表 8 給水用具数と同時使用水量比

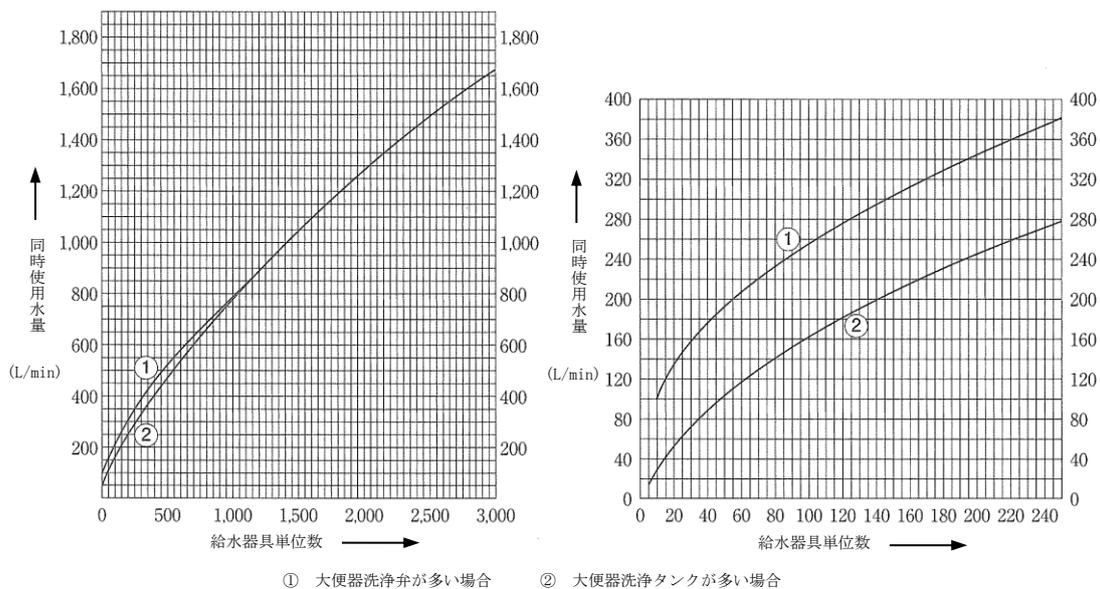


図 3 同時使用流量図

⑦ 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率により求める方法

1 戸の使用水量については、表 4 及び表 5 を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数は、給水戸数と同時使用戸数率（表 9）により同時使用戸数を定め、同時使用水量を求める方法である。なお、この方法は他の方法に比べ過大となるため、用いることは少ない。

総戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
総同時使用率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

表 9 給水戸数と総同時使用率

### 2.3.3 受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的变化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1 日当たりの計画使用水量（計画一日使用水量）を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員（表 10）を参考とするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画一日使用水量の算定は、次の方法がある。

- ① 一人一日使用水量×使用人員（又は単位床面積当たり人員×延床面積）
- ② 建築物の単位床面積当たりの使用水量×延床面積
- ③ その他使用水量実績による算定

表 10 に明記されていない業態などについては、使用実態及び類似した業態の使用水量実績などを調査して算出する。例えば、使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

なお受水槽容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 程度が標準である。

建物種類	単位給水量 (1日当り)	使用 時間 [h/日]	注記	有効面積当り の人員など	備考
戸建て住宅	200~400L/人	10	居住者1人当り	0.16人/m <sup>2</sup>	
集合住宅	200~350L/人	15	居住者1人当り	0.16人/m <sup>2</sup>	
独身寮	400~600L/人	10	居住者1人当り		
官公庁・事務所	60~100L/人	9	在勤者1人当り	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・テナントなどは別途加算
工場	60~100L/人	操業 時間 +1	在勤者1人当り	座作業0.3人/m <sup>2</sup> 立作業0.1人/m <sup>2</sup>	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・シャワーなどは別途加算
総合病院	1500~3500L/床 30~60L/m <sup>2</sup>	16	延べ面積1m <sup>2</sup> 当り		設備内容などに詳細に検討する
ホテル全体	500~6000L/床	12			同上
ホテル客室部	350~450L/床	12			客室部のみ
保養所	500~800L/人	10			
喫茶店	20~35L/客	10		店舗面積はちゅう 房面積を含む	ちゅう房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55~130L/店舗m <sup>2</sup> 55~130L/客	10		同上	同上
社員食堂	110~530L/店舗m <sup>2</sup> 25~50L/食	10		同上	定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い 同上
給食センター	80~140L/店舗m <sup>2</sup> 20~30L/食	10			同上
デパート・スーパーマーケット	15~30L/m <sup>2</sup>	10	延べ面積1m <sup>2</sup> 当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高等学校	70~100L/人	9	(生徒+職員) 1人当り		教師・職員分を含む。プール用水(40~100L/人)は別途加算
大学講義棟	2~4L/m <sup>2</sup>	9	延べ面積1m <sup>2</sup> 当り		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25~40L/m <sup>2</sup> 0.2~0.3L/人	14	延べ面積1m <sup>2</sup> 当り 入場者1人当り		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10L/1000人	16	乗降客1000人当り		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3L/1000人	16	乗降客1000人当り		従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10L/人	2	参会者1人当り		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当り	0.4人/m <sup>2</sup>	常勤者分は別途加算

注1 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

注2 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プールサウナ用水などは別途加算する。

注3 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

表 10 建物種別別単位給水量・使用時間・使用人員表

## 2.4 口径の決定

### 2.4.1 口径決定の基準

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにする。

口径は、給水用具の立ち上がり高さと同計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、取出し配水管の計画最小動水圧の圧力水頭以下となるように計算によって定める(図4参照)。ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動などを考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく。

給水用具の取付け部においては、3~5m程度の水頭を確保することとするが、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合や先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合などは、給湯水栓やシャワーなどにおいて必要な水頭と水量を確保できるように設計する。

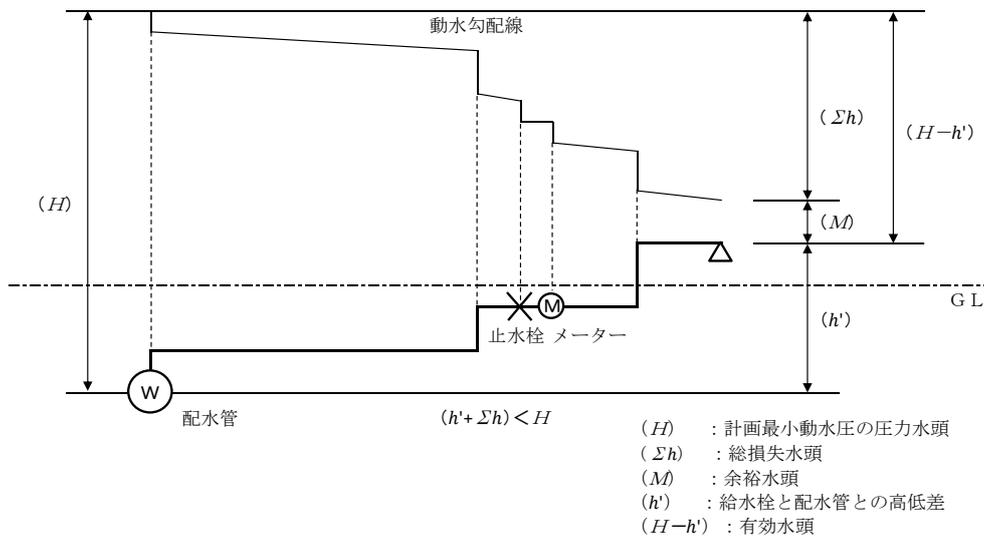


図4 動水勾配線図

#### 2.4.2 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、メータ一、給水用具類、管継手部による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭などがある。これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、メーター、給水用具類及び管継手部による損失水頭であって、その他のものは、計算上省略しても影響は少ない。

##### ○ 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭は、口径 50mm 以下の場合には下記のウエストン (Weston) 公式による。

ウエストン公式

$$h = \left( 0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{l}{d} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi d^2}{4} \cdot V$$

$h$  : 管の摩擦損失水頭 (m)

$V$  : 管内の平均流速 (m/s)

$l$  : 管長 (m)

$d$  : 管の実内径 (m)

$g$  : 重力加速度 (9.8m/s<sup>2</sup>)

$Q$  : 流量 (m<sup>3</sup>/s)

ウエストン公式による給水管の流量図を下記に示す。

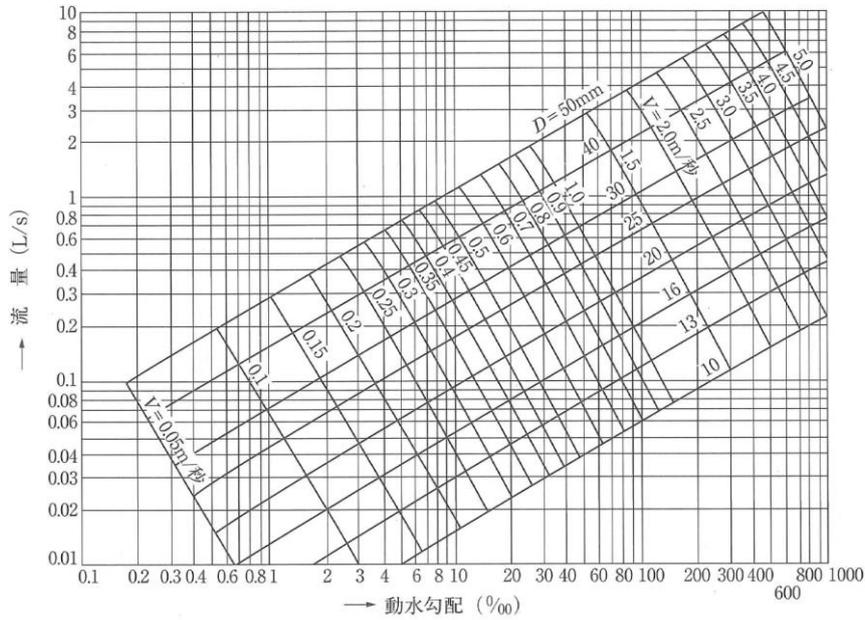


図5 ウェストン公式流量図

○ 各種給水用具・メーターによる損失

水栓類、メーター、管継手部による流量と損失水頭との関係(実験値)を例示すれば、図6～図8のとおりである。

なお、これらの図に示していない給水用具類の損失水頭は、製造者の資料などを参考にして決定する。

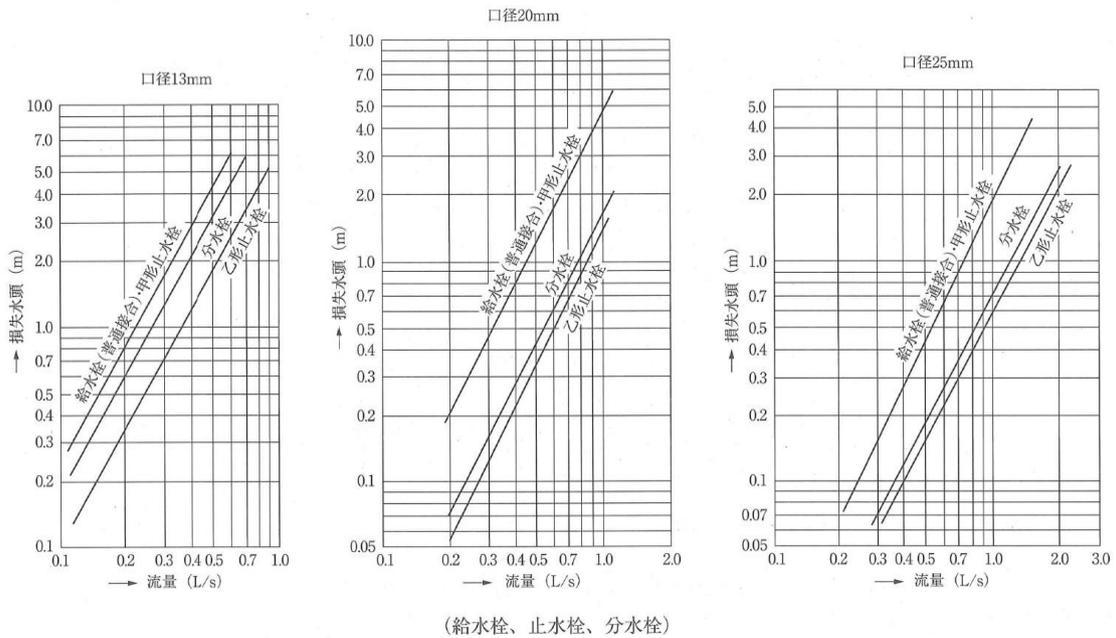


図6 水栓類の損失水頭例

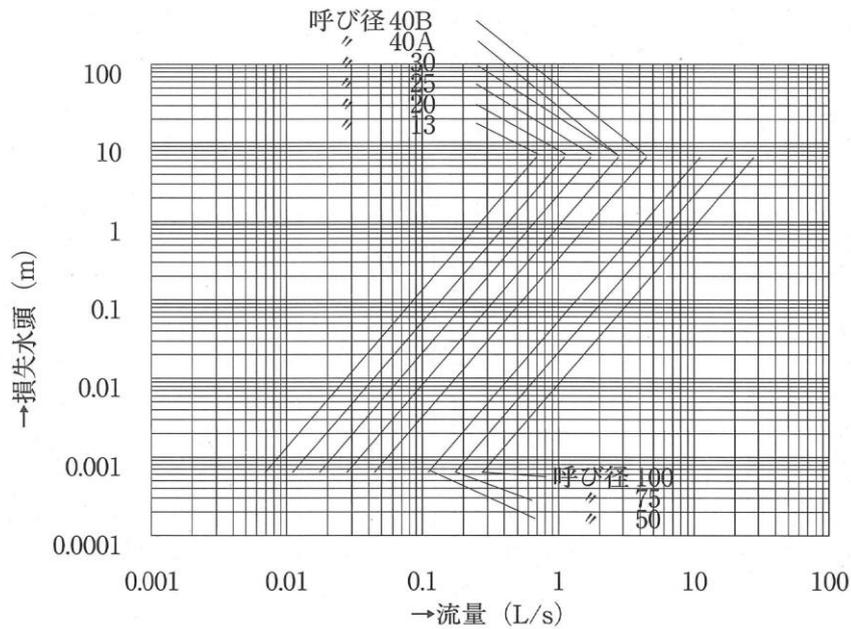


図7 メーターの損失水頭例

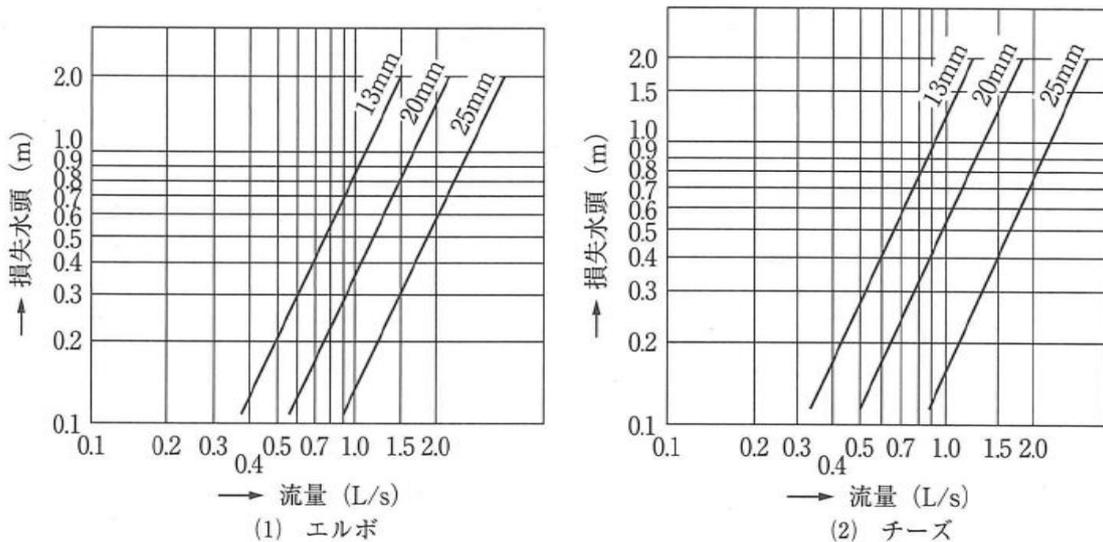


図8 管継手部による損失水頭例

○ 各種用具などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、給水用具類、メーター、管継手部等による損失水頭が、これと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。各種給水用具の標準使用水量に対応する直管換算長をあらかじめ計算しておけば、これらの損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。直管換算長の求め方は、次のとおりである。

- ① 各種給水用具の標準使用流量に対応する損失水頭 (h) を図6～図8などから求める。
- ② 図5のウェストン公式流量図から標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。
- ③ 直管換算長 (L) は  $L = (h/I) \times 1,000$  である。

### 2.4.3 直結直圧式における給水管の口径決定

- ① 総給水栓数から同時使用率を考慮した給水用具数を設定する (表4)。
- ② 同時使用給水用具の吐水量を設定する (表5)。
- ③ 各々の区間の口径を仮定する。
- ④ 給水装置の末端から水理計算を行い、各分岐点での所要水頭を求める (図5～図7)。
- ⑤ 同一分岐点での分岐管路は、各々の管路での所要水頭を求め、損失の大きい管路の水頭を、その分岐点の損失水頭とする。
- ⑥ 水理計算の結果、その給水装置が、配水管の圧力水頭より、配水管から分岐する箇所での所要水頭が小さくなれば、仮定口径で良いが、配水管の圧力水頭より大きい場合は、仮定口径を修正し再度計算を行う (図9)。

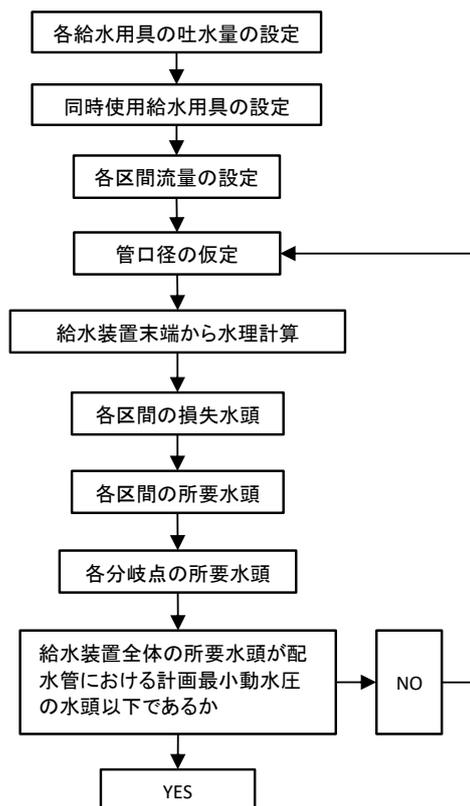


図9 口径決定の手順

### 2.4.4 受水槽式給水における給水管の口径決定

- ① 建物内の計画一日使用水量を求める。
- ② 計画時間当り使用水量を求める。計画時間当り使用水量は、計画一日使用量を一日平均使用時間で除した水量である。
- ③ ②の水量に応じた給水管の口径をきめる。
- ④ ①の水量に応じた受水槽及び高置水槽の容量をきめる。2.3.3で述べているとおり、受水槽の容量は、計画一日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。

## 第3章 施工

---

### 3.1 管種

給水管は、構造材質基準の性能基準に適合していなければならない。また、施工に当たっては、構造材質基準の給水装置システム基準に適合するとともに、布設場所の地質、管の受ける外力、気候、管の特性、通水後の維持管理などを考慮し、もっとも適切な管種を選定する。

給水管としてはダグタイル鋳鉄管、鋼管、ステンレス鋼管、硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン管、銅管等があり、構造材質基準の性能基準に適合するものでなければならない。給水管は耐久性、強度に優れ、かつ水質に影響を及ぼさないものを使用する。特に給水管の接合部は、弱点となりやすいため、継手は簡単で確実な構造、機能とする。

なお、維持管理上、配水管分岐部からメーターまでは水道事業者が指定した材質のものを使用する。(第5章 標準施工図を参照)

#### ○ ダグタイル鋳鉄管 (DIP)

ダグタイル鋳鉄管は、主に配水管に用いられているが、呼び径 75mm 以上の給水管にも用いられている。この管の内面防食は、直管はモルタルライニングとエポキシ樹脂紛体塗装があり、異形管はエポキシ樹脂紛体塗装である。

ダグタイル鋳鉄管は、鋳鉄組織内の黒鉛が球状のため、靱性に富み衝撃に強く、強度が大であり、耐久性がある。管の接合形式には、伸縮可撓性があり、管が地盤の変動に適応できるものもあるなど種類が豊富である。

また接合形式は、GX 形、NS 形、K 形、T 形、フランジ形等多種類あり、一般にメカニカル継手 (GX 形異形管、K 形)、プッシュオン継手 (GX 形直、NS 形、T 形) 及びフランジ継手の 3 種類がある。NS 形、GX 形は耐震継手と呼ばれ、伸縮・可とう・離脱防止の 3 つの性能をもち、あるところまでは地盤の変位に応じて自在に伸縮・屈曲する柔継手の作用をし、最終的にはロック機構が働いて強度に耐えるようになっている。

規格としては、JWWA G 113:2015 (水道用ダグタイル鋳鉄管)、JWWA G 114:2015 (水道用ダグタイル鋳鉄異形管)、JWWA G 120:2017 (水道用 GX 形ダグタイル鋳鉄管)、JWWA G 121:2017 (水道用 GX 形ダグタイル鋳鉄異形管) がある。

#### ○ 鋼管

##### ① 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-V)

硬質塩化ビニルライニング鋼管は、強度を鋼管が、耐食性などをビニルライニングが分担して、それぞれの材料を有効に利用した複合管である。硬質塩化ビニルライニング鋼管には、屋内及び埋設用に対応できる外面仕様の異なる 3 種類の管があ

る（表 1 1 参照）。規格としては、JWWA K 116:2015（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）がある。硬質塩化ビニルライニング鋼管継手の規格としては、JWWA K 150:2004（水道用ライニング鋼管用管端防食形継手）がある。

管の切断及びねじ切りに当たっては、ライニングされたビニル部分への局部加熱を避けることや外面に被覆されているビニル部分の取扱いに慎重な配慮が必要である。接合部のねじや管端部は、腐食しやすいので、外面樹脂被覆した管端防食形継手を使用する。

② ポリエチレン紛体ライニング鋼管（SGP-P）

ポリエチレン紛体ライニング鋼管は、強度に対しては鋼管が、耐食性などについてはポリエチレンライニングが分担して、それぞれの材料を有効に利用した複合管である。ポリエチレン紛体ライニング鋼管には、屋内及び、埋設用途に対応できる外面仕様の異なる 3 種類がある（表 1 1 参照）。

規格としては、JWWA K 132:2015（水道用ポリエチレン紛体ライニング鋼管）がある。管及び継手、接合方法等については、硬質塩化ビニルライニング鋼管に準じる。

種類	記号	原管	外面	使用用途
硬質塩化ビニルライニング鋼管 A ポリエチレン紛体ライニング鋼管 A	SGP-VA SGP-PA	JIS G 3452:2019（配管用炭素鋼鋼管）の黒管	一次防錆塗装（茶色）	屋内配管
硬質塩化ビニルライニング鋼管 B ポリエチレン紛体ライニング鋼管 B	SGP-VB SGP-PB	JIS G 3442:2016（水道用亜鉛メッキ鋼管）	亜鉛めっき	屋内配管及び屋外露出配管
硬質塩化ビニルライニング鋼管 D ポリエチレン紛体ライニング鋼管 D	SGP-VD SGP-PD	JIS G 3452:2019（配管用炭素鋼鋼管）の黒管	硬質塩化ビニル被覆（青色） ポリエチレン被覆（青色）	地中埋設配管及び屋外露出配管

表 11 硬質塩化ビニルライニング鋼管の種類

③ 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-HV）

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は、強度を鋼管が、耐熱性及び耐食性をビニルライニングが分担して、それぞれの材質を有効に利用した複合管である。また、耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は、外面が一次防錆塗装の屋内配管用である。

規格としては、JWWA K 140:2015（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）がある。

この種のライニング鋼管継手の規格としては、JWWA K 141:2004（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食形継手）がある。管の切断及びねじ切りに当たっては、ライニングされたビニル部分への局部加熱を避けることなど、配管する上で慎重な配慮が必要である。

#### ④ ステンレス鋼管 (SSP)

ステンレス鋼管は、ステンレス鋼帯から自動造管機により製造され、SUS304 のステンレス鋼管 A と SUS316 のステンレス鋼管 B の 2 種があり、SUS316 は特に耐腐食性が高い。ステンレス鋼管は、他の管種に比べて強度的に優れており、軽量化しているので取扱いが容易である。管の保管、加工に際しては、かき傷やすり傷を付けないよう取扱いに注意する。

波状ステンレス鋼管は、JWWA G 115:2012 (水道用ステンレス鋼鋼管) を原管として液圧によって膨出させて、雌金型の形状に成型する液圧場バルジ成型方法により製造され、SUS304 の波状管 A と SUS316 の波状管 B の 2 種がある。波状ステンレス鋼管は、変位吸収性などの耐震性に富み、また波状部において任意の角度を形成でき、継手が少なくすむなど、配管施工が容易である。波状管の保管は屋内とし、必要に応じてビニルシートなどで覆う。配管に当たっては、埋め戻し時に小石、ガラスの破片などが接触したり、波状部に挟まったりしないようにする。

これらのステンレス鋼管の規格としては、JWWA G 115:2012 (水道用ステンレス鋼鋼管)、JWWA G 119:2004 (水道用波状ステンレス鋼鋼管) がある。

ステンレス鋼管継手の規格としては、JWWA G 116:2012 (水道用ステンレス鋼鋼管継手) がある。

継手の種類としては、伸縮可とう式及びプレス式がある。伸縮可とう式は、地盤沈下、重車両の通過等使用環境の厳しい場所の地中埋設管に使用され、プレス式は、屋内配管及び可とう性、拔出し阻止力等をそれほど必要としない場所の地中埋設管に使用される。それぞれの継手の特徴を生かして用途により使い分けることができる。

#### ○ 硬質ポリ塩化ビニル管

##### ① 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)

硬質ポリ塩化ビニル管は引張強さが比較的大きく、耐食性、特に帯電食性が大である。しかし、直射日光による劣化や温度の変化による伸縮性がある。また、難燃性であるが、熱及び衝撃に弱く、凍結の際に破損しやすい。したがって、使用範囲は約 $-5\sim 60^{\circ}\text{C}$  (気温) である。特に、管に傷が付くと破損しやすいため、外傷を受けないように取扱うとともに、管にはベンゼンなどの芳香族化合物、管の材質に悪影響を及ぼす物質と接触させてはならない。

規格としては、JIS K 6742:2016 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)、JWWA K 129:2019 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP、VP)) がある。

硬質ポリ塩化ビニル管継手の規格としては、JIS K 6743:2016 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)、JWWA K 130:2019 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)

(HIVP、VP)) があり、そのほか JWWA K 131:2013 (水道用硬質塩化ビニル管のダグ  
タイル・鋳鉄異形管) がある。

② 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)

耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管は、硬質ポリ塩化ビニル管の衝撃強度を高めるよ  
うに改良されたものである。硬質ポリ塩化ビニル管と同様、長期間直射日光に当た  
ると、耐衝撃強度が劣化することがあるので注意する。

規格としては、JIS K 6742:2016 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)、JWWA K  
129:2019 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP、VP)) がある。

管の取扱いについては、前述①のポリ塩化ビニル管に準じる。

耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手の規格としては、JIS K 6743:2016 (水道用  
硬質ポリ塩化ビニル管継手)、JWWA K 130:2019 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビ  
ニル管継手 (HIVP、VP)) がある。

硬質ポリ塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管の接合方法には、接着  
剤を用いた TS 接合とゴム輪接合がある。TS 接合作業に当たっては、接合材が管内  
に流入して断面を閉塞し、通水量を阻害するなど給水上数々の事故や弊害を発生す  
ることがあるので注意が必要である。

○ ポリエチレン管 (PP)

ポリエチレン管は、硬質ポリ塩化ビニル管に比べ、可とう性に富み軽量で耐寒性、  
耐衝撃強さが大であり、また長尺物のため、少ない継手で施工できる。しかし、他の  
管種に比べて柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注  
意する。また、有機溶剤、ガソリン等に触れるおそれのある箇所での使用は、避けな  
なければならない。

規格としては、JIS K 6762:2019 (水道用ポリエチレン二層管) がある。

ポリエチレン管継手の規格としては、JWWA B 116:2012 (水道用ポリエチレン管金  
属継手)、WSA B011:2018 (水道用ポリエチレン管金属継手 JWWA 型 耐震強化型)、  
WSA B012:2020 (水道用ポリエチレン管金属継手 コア一体型 耐震強化型)、WSA  
B013:2020 (水道用ポリエチレン管金属継手 ワンタッチ型 耐震強化型)、JPK  
012:2020 (水道用ポリエチレン二層管継手) EF 継手等がある。この金属継手は、一般  
的に管にコアを打込み樹脂製のリングを胴及びナットによって圧着して止水する。他  
には、コアが胴と一体になっており、管を挿入してナットを締めこむコア一体型や、  
抜け止めリング、止水パッキンが継手に一体に組み付けられており、管を挿入するだ  
けのワンタッチ型があり、それらに加えて各々の耐震性強化を施した WSA 規格品があ  
る。また、水道配水用ポリエチレン管と同様に EF 継手もある。

○ 銅管 (CP)

銅管は引張強さが大きく、アルカリに侵されず、スケールの発生も少ない。しかし、肉厚が薄く、つぶれやすいため、運搬、取扱いの際には注意が必要である。これらの防止と土壤腐食対策が必要とされる所には、被覆銅管を使用することが望ましい。また、原水に遊離炭酸が多い水道には適さない。

管の保管に当っては、乾燥した場所を選定する。

規格としては、JWWA H 101:2004 (水道用銅管) がある。その規定内容は、呼び径がインチサイズの裸銅管と、それを原管に用いて外面に合成樹脂を被覆した被覆銅管があり、それぞれに軟質管と硬質管の2種類がある。

銅管継手の規格としては、JWWA H 102:2004 (水道用銅管継手) がある。

○ 架橋ポリエチレン管 (XPEP)

架橋ポリエチレン管は、ポリエチレンの分子間に特定の手段を用いて三次元の化学結合 (架橋) をおこさせ、分子量を増大させたポリエチレン管である。

架橋ポリエチレン管は耐熱性及び耐食性に優れ、軽量で柔軟性に富んでおり、管内スケールの付着は少なく、流体抵抗も小さい。また、耐寒性に優れており、寒冷地での使用に適している。しかし、熱膨張が大きいいため配管には注意が必要である。

規格としては、JIS K 6787:2013 (水道用架橋ポリエチレン管) がある。架橋ポリエチレン管継手の規格としては、JIS K 6788:2016 (水道用架橋ポリエチレン管継手) があり、メカニカル継手と電気融着式継手がある。

○ ポリブテン管 (PBP)

ポリブテン管は、ポリブテン樹脂を原料としたプラスチック管である。

ポリブテン管は、高温時でも高い強度をもち、しかも金属管に起こりやすい熱水による腐食もないので温水用配管に適している。

規格としては、JIS K 6778:2016 (ポリブテン管) がある。

ポリブテン管継手の規格としては、JIS K 6779:2016 (ポリブテン管継手) があり、メカニカル式継手、電気融着式継手及び熱融着式継手がある。

### 3.2 管の取出し

配水管より給水管を取り出す工事 (分岐工事) は、ガス管等水道以外の管と誤接続が行われないよう、明示テープ、消火栓、仕切弁等の位置や音聴などで、当該配水管であることを十分確認する。なお、状況によっては、埋設物の管理者と図面での確認や現地立会を行う。

給水管の取出しは、水道法施行規則第 36 条第 1 項第 3 号に「あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工事上の条件に適合するよう施行する。」とされており、基本的事項は次のとおりである。

- ① 給水管の取り出しの口径は、メーター口径に応じて決定する。その口径は、当該給水装置による水の使用量に対し著しく過大でないこと。
- ② 配水管を穿孔する場合は、配水管の口径に応じた穿孔間隔と孔の径に注意し、配水管の強度が低下しないよう考慮する。また配水管に施されている内面塗装に適合した専用のキリを使用し塗装等の剥離に注意するとともに、管切断面などの防食のため、適切なコアを装着するなどの措置を講じる。
- ③ 配水管より分岐して各戸へ引き込む給水管を取り出す場合は、給水管口径が 50mm 以下のときにはサドル付の分水栓を使用する。給水管口径が 75mm 以上の場合は、不排水工法による割 T 字管によって取り出す。  
なお異形管には、分水栓を取り付けてはならない。また、継手部及び付属施設（仕切弁、消火栓等）からは 1.0m 以上離さなければならない。
- ④ 分水栓で給水管を取り出す場合は、分水栓相互間の取付け間隔は、配水管の取出穿孔による耐力の減少を防止すること及び給水装置相互間の水の流量に及ぼす悪影響を防止すること、並びに施工に対する配慮から 30cm 以上離すよう水道法施行令で定められている。
- ⑤ 割 T 字管によって給水管を取り出す場合は、配水管の耐力減少を防止すること及び付近の各戸に影響を及ぼさないよう、原則としてその管径は配水管の管径より少なくとも一口径小さいものとする。
- ⑥ 穿孔後は、密着コアを挿入し、サドル分水栓全体を防食フィルムで被覆する。

### 3.3 配管

#### 3.3.1 給水管の構造

- ① 25mm 以下の給水管には、地盤沈下や地震に対応するため、止水栓一次側部にフレキシブル継手を取り付ける。その際、フレキシブル継手は緩やかに曲げ、可とう性、伸縮性を持たせる。
- ② 給水管の継手は、弱点となるため適切な材料を使用するとともに、できるだけ少なくする。
- ③ 直管は接合作業ができる長さを十分に確保し切断すること。
- ④ 給水装置には、過大な水撃作用を与える器具を使用してはならないが、レバーハンドル式水栓、ボールタップ等開閉時間が短い給水栓は、一般に水撃作用が大きく

なるので、このような器具を取り付ける場合には、その手前に近接して水撃防止器などを設置するとともに、強度の大きい給水管を用いる必要がある。

- ⑤ 水洗便器に直結する給水にあつては、バキュームブレーカー付のフラッシュバルブを備える等の逆流防止の措置を講ずること。
- ⑥ 配管規模の大きい給水装置にあつて、通水作業時などに空気が管内に停滞し、通水が阻害されるおそれがある場合は、適切な箇所に排気用の器具を設置する。
- ⑦ 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。給水管の末端部に排水機構を設ける場合は、止水用具を設置し、排水口空間を設けた間接排水とし、下水又は側溝に排水する。
- ⑧ スプリンクラーの設置は、停滞水が生じないように、末端に給水栓等を設ける。なお直圧配管でのスプリンクラー設備は断水時使用できないことを、使用者に説明すること。
- ⑨ 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結してはならない。
- ⑩ 給水装置は、給水装置以外の配管（井戸水配管や、工業用水配管等）に直接連結させてはならない。
- ⑪  $\phi 30\text{mm}$  以上のメーターを設置する場合は、メーターより 2 次側に逆流を防止するための器具を設置する。
- ⑫ 水槽、流しその他水を受ける容器に給水する場合は、吐水口と水槽などの越流面との間に必要な吐水口空間を適正に確保すること（図 10・表 12 参照）。

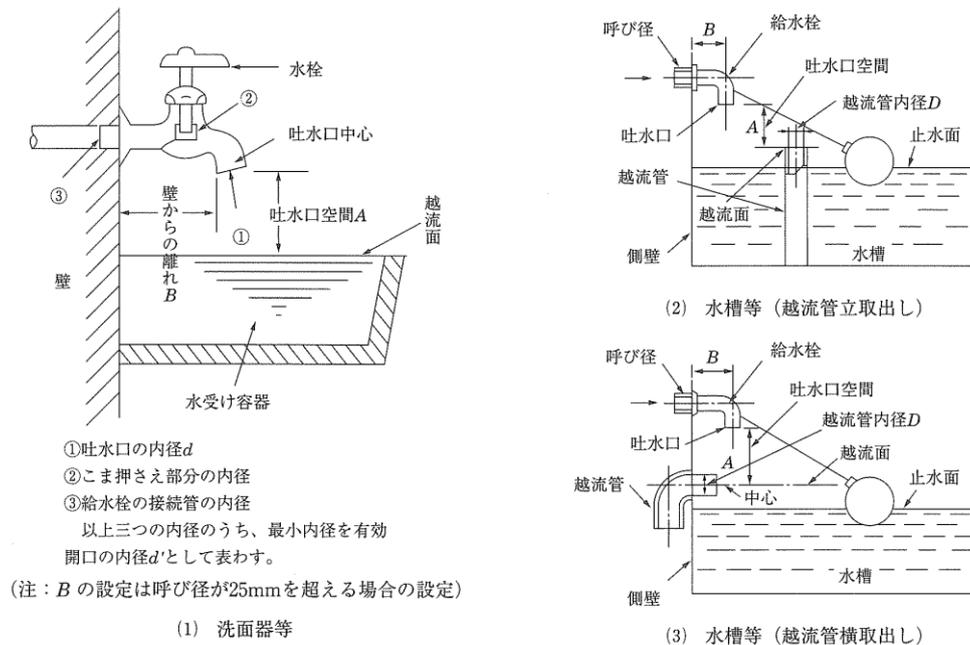


図 10 吐水口空間

呼び径 25 以下

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離 A
13以下	25mm以上	25mm以上
13を超え20以下	40mm以上	40mm以上
20を超え25以下	50mm以上	50mm以上

備考 1. 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。  
 2. プール等水面が特に波立ちやすい水槽、並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。  
 3. 上記 1. 及び 2. は給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

呼び径 25 を超える場合

区 分	壁からの離れ B		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響が少ない場合			$1.7d + 5\text{mm}$ 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1 面の場合	3d以下 3dを超え5d以下 5dを超えるもの	3.0d以上 2.0d + 5mm以上 1.7d + 5mm以上
	近接壁 2 面の場合	4d以下 4dを超え6d以下 6dを超え7d以下 7dを超えるもの	3.5d以上 3.0d以上 2.0d + 5mm以上 1.7d + 5mm以上

備考 1. d：吐水口の内径 (mm) d'：有効開口の内径 (mm)  
 2. 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。  
 3. 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。  
 4. 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。  
 5. プール等水面が特に波立ちやすい水槽、並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。  
 6. 上記 4. 及び 5. は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

表 12 吐水空間の距離

3.3.2 給水管の布設

道路分岐部分からメーターまでの標準施工図については「第 5 章 標準施工図」で示す。

- ① 公道に給水管を布設する場合は、ガス管、電話ケーブル、下水管及び他の埋設物との関係があるので、道路管理者が指示する占用位置を誤らないようにする。

また、給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接近点付近の集中荷重や給水管の漏水によるサンドブラスト現象などによって、管に損傷を与えるおそれがある。したがって、これらの事故を未然に防止するとともに修繕作業を考慮して、給水管は他の埋設物より最低 30cm 以上の間隔を保って埋設する。

- ② 分岐部からメーターまでの材料には、給水管としてポリエチレン 1 種二層管 (PE50)、継手としてコア一体型冷間継手 (耐震強化型) を指定する。ポリエチレン管に有機溶剤等が接すると管に浸透し管の軟化・劣化や水質事故を起こす可能性があることから、溶剤浸透防止スリーブで防護措置を施すこと。

給水管を道路内に斜走配管すると、維持管理に支障をきたすので、配水管とほぼ直角になるように配管する。また、道路内の配管を探知できるように、分岐部より止水栓までの給水管には、ロケーティングワイヤーをビニールテープ等で固定する。

道路内に布設した給水管には、管上 30cm の場所に埋設表示シートを布設すること。

- ③ 給水管はできるだけ直線配管とする。途中で下水ますなどがある場合は、管の破損などの際、水質汚染のおそれがあるので、その影響がないところまで離して配管する。

- ④ 給水管を埋設する深さは、公道では 60cm 以上、宅地では 30cm 以上とする。ただし、メーターは取替えが行いやすい深さとなるよう留意すること。
- ⑤ 地階又は 2 階以上の配管部分や、同一敷地内で複数の棟に配管するような場合には、修繕や改造工事に備えてそれぞれ必要な箇所に止水栓を設置するのが望ましい。また、建物の柱や壁などに添わせて配管する場合で露出配管となる箇所には、外力、自重、水圧等による振動やたわみで損傷を受けやすいので、管をクリップなどのつかみ金具を使用し、1～2 m の間隔で建物に固定する。給水栓取り付け部分は、特に損傷をしやすいので、堅固に取り付ける。
- ⑥ 住宅内において、配管の漏水原因となる継手を避けるため、ヘッダー方式による配管がある。ヘッダー方式は、ヘッダーから各給水用具までを各々単独で配管するもので、配管材料としては架橋ポリエチレン管やポリブテン管などが使用されている。この方式では、設置後の屋内配管が取替え可能なさや管ヘッダー工法が一般的に採用されている。
- ⑦ 屋内配管の露出部分などは、管の表面に結露現象が生じ、周囲の家具、衣類等を傷めることがあるので、ロックウール、グラスウール等により防露措置を講じる。  
なお、グラスウールなど吸湿性が大きい保温材を使用する場合は、防湿のためポリエチレンフィルムなどを防湿材として組み入れて施工することが望ましい。
- ⑧ 水路等を横断する場所は、原則として水路等の下に給水装置を設置する。やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講じる。
- ⑨ 給水装置は、ボイラー・煙道等高温となる場所を避けて設置する。特に樹脂管を高温となる場所に設置すると、給水装置内の圧力が上昇し、給水管や給水用具を破裂させる危険があるため、原則としてこのような場所に設置してはならない。やむを得ず高温となる場所に設置する場合、耐熱措置を施したうえで設置する必要がある。
- ⑩ 集合住宅には、メーター取替等を行った際に放水するため、建物の外に散水栓もしくはドレンを設置する。
- ⑪ 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則土中に埋設すること。やむをえず露出配管となる箇所には、保温材（発泡スチロール、加温式凍結防止器等）で適切な防寒措置を講じること。

⑫ 建替等により既設の給水装置を改造する場合、分岐部分からメーターまでの区間については維持管理を適切に行うため、下記の事項を順守すること。

- ・メーター直結止水栓の1次側の止水栓（甲止水栓）は撤去すること。
- ・メーター直結止水栓が現行品ではない場合、取り替えること。
- ・鉛製給水管は撤去すること。

布設から40年以上が経過している場合、漏水や水の出が悪くなる原因となることから、新たに給水管を布設することを検討すること。

### 3.3.3 メーターの設置

メーター及びメーターボックスの管理は使用者が行わなければならないため、メーターの設置場所やメーター周辺の構造物等について十分確認の上決定しなければならない。植栽の中やシャッター等でふさがれた部分等、維持管理や検針の妨げとなる場所には設置しないこと。車両が乗入れる場所等においては、蓋割れ等のリスクがあるため、耐荷重型のボックスを設置しなければならない。

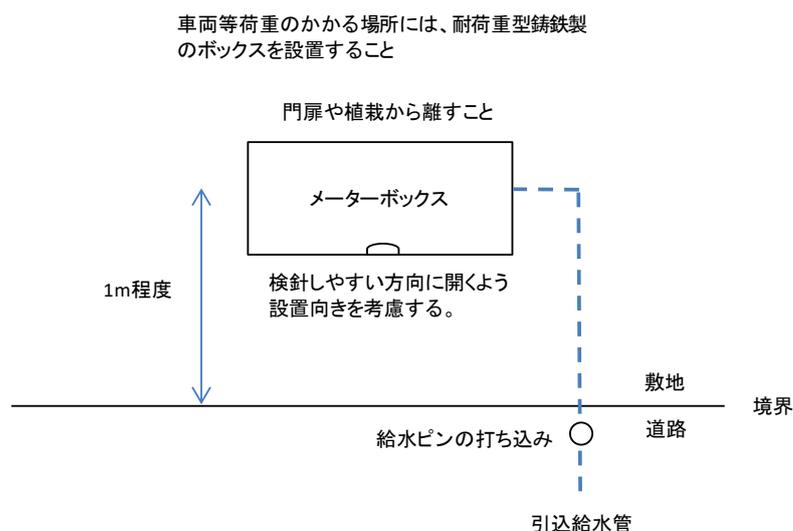


図11 メーターボックスの設置例

- ① メーターの設置は原則として官民境界線に最も近接した宅地内（道路から1m以内）で、メーターの検針及び取替作業が容易であり、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置とする。また、メーターボックスは官民境界線から検針する際に開けやすい向き（道路と平行）に設置すること。
- ② メーターの口径は、分岐口径と同等とする。ただし、水使用実態の変更等により、メーターの選定基準と照らし問題がないものについては2段階までの減径を認める。

- ③ 1個の給水装置に接続する、市が貸与するメーターは1個とする。ただし、集合住宅等については、1敷地又は1建築物ごとに1個とする。
- ④ 建物内にメーターを設置する場合は、凍結防止、取替え作業スペースの確保、取付高さ、設置場所の防水、水抜き等について考慮する。

#### 3.3.4 メーターバイパスユニット

50mm及び75mmメーターについては、メーター交換に時間を要するため、断水をせずにメーター交換が可能となるよう、本市基準（「メーターバイパスユニット設置基準」）に適合したメーターバイパスユニットを設置すること。

#### 3.3.5 給水管の撤去

給水管の撤去については、分岐部分から行うこと。サドル分水栓により分岐されている場合は、止水機構（コック式）を閉止し、給水管を取り外した部分にキャップを締付けることとする。

## 第4章 受水槽以下の設備

---

受水槽以下の設備は、配水管からの水道水を一旦受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、給水ポンプなどで圧送し、配管設備によって飲料水を供給する設備であり、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものではない。

受水槽以下設備の設置、構造等に関しては、「建築基準法」に基づき必要な要件が定められている（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」（昭和50年12月20日建告第1597号））。

受水槽の維持管理については、「特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）通称ビル管理法に該当する建物は、定期的な水質検査の実施など必要な事項が定められている。また、水道法の専用水道又は簡易専用水道に該当する場合は、同法でその管理について必要な事項が定められている。

このように、一定の受水槽以下設備については、法規制により安全な水の適正供給が図られているが、受水槽、高置水槽、圧力タンク及び配管設備の構造及び材質によっては、飲料水が汚染される可能性がある。一方、簡易専用水道に該当しない有効容量10m<sup>3</sup>以下の受水槽については、一部の県や市で管理に関する条例を制定しているが、一般的には法令による規制の対象外となっている。なお、本市においては八幡市貯水槽水道管理指導要領により規制の対象としている。

以上のことを踏まえ、受水槽以下設備の設計、施工及び維持管理にあたっては、構造、材質上の安全を期すとともに有害な物が侵入、浸透して飲料水を汚染しないよう配慮する。

### 4.1 受水槽

#### 4.1.1 保守点検

- ① 受水槽の天井、底又は周壁の保守点検は外部から容易、かつ安全にできるよう、水槽の形状が直方体である場合、6面すべての表面と建築物の他の部分との間に、上部を100cm以上、その他60cm以上の空間を確保する（図1-2参照）。

また、受水槽を地中に設置する場合、受水槽から衛生上有害なものの貯留、又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満の場合は、受水槽の周囲に必要な空間を設ける（図1-3参照）。

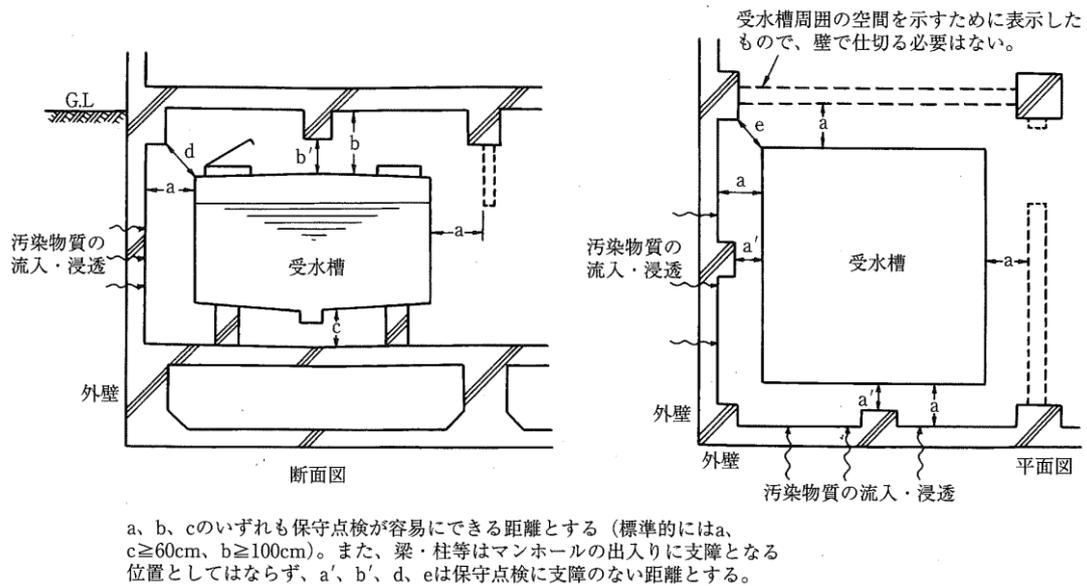


図12 受水槽などの設置位置の例

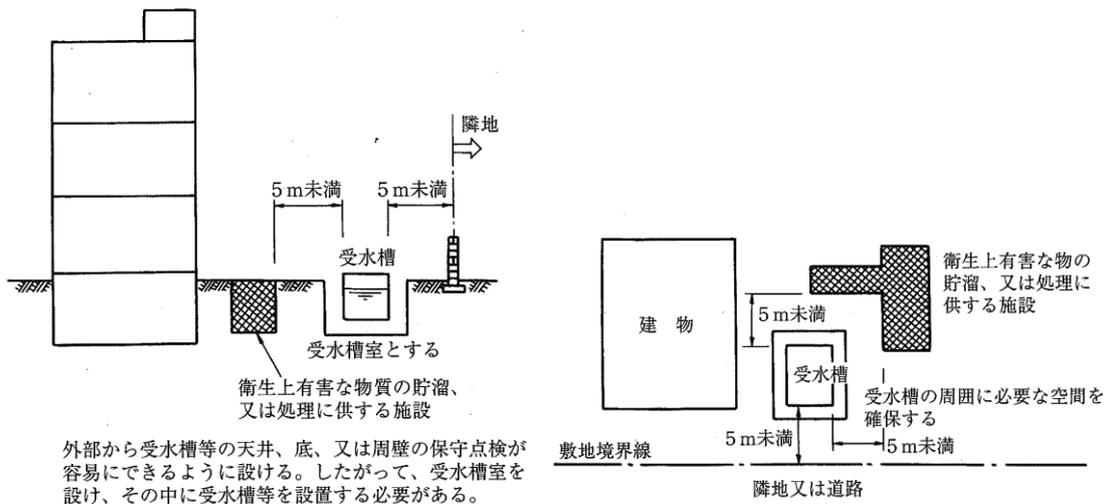


図13 衛生上有害なものの貯溜又は処理に供する施設と受水槽の関係

受水槽の上部に機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ずポンプ、ボイラ、空気調和器等の機器を設置する場合は、受け皿を設けるなどの措置を行う（図14参照）。

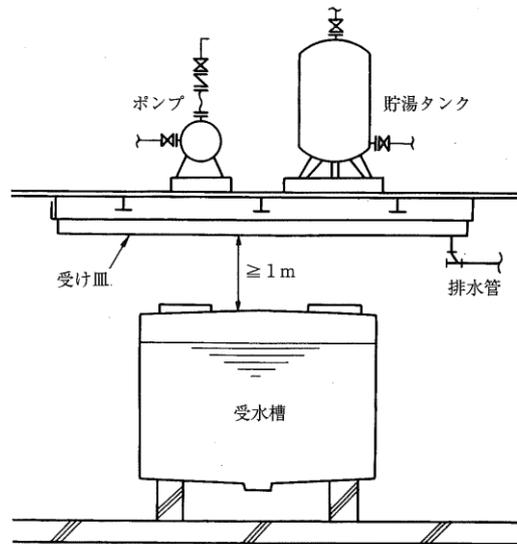


図 14 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例

② 受水槽には出入りが容易なマンホール（直径 60cm 以上）が設けられるが、その取付けに当っては、周囲より 10cm 以上高くし、受水槽内部の保守点検を容易にできるように、マンホールには足掛金具を取り付ける。その他、外部から有害なものが入らないよう密閉式、二重蓋等の構造とし、蓋は施錠できるものとする（図 15 参照）。

また、受水槽に排水管（吐け口を間接排水とする。）を設けるほか、排水溝及び吸込みピットなどに向けて 100 分の 1 以上の勾配を付ける（図 16 参照）。

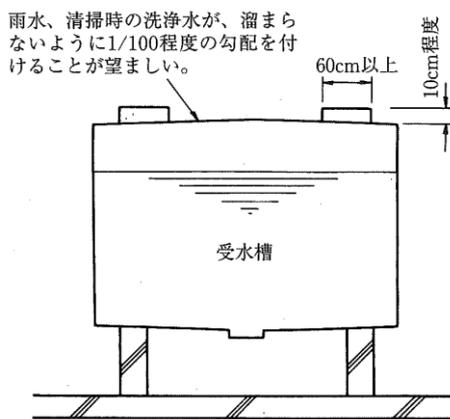


図 15 マンホールの取付け

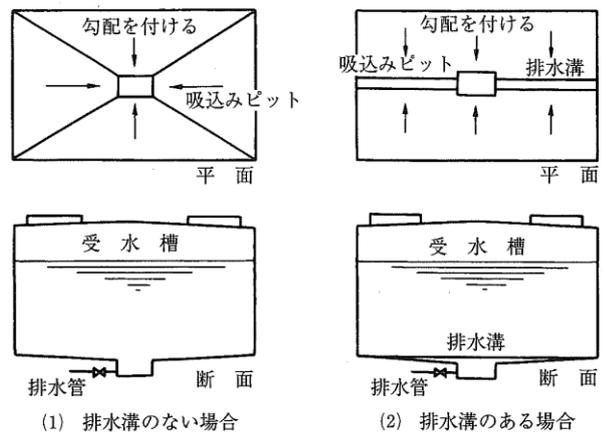


図 16 配水管取付けの一例

#### 4.1.2 強度、水密性の確保

受水槽は、水質に影響を与えない材料を用いるとともに水密性を確保する。受水槽の材料は、主としてFRP（ガラス繊維強化ポリエステル）、ステンレス等が用いられる。

FRP製の場合は、「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」社団法人強化プラスチック協会が定めており、検査に合格した水槽には「水槽照度率：基準適合」を表示している。

受水槽には満水、減水警報装置を設け、その受信機は管理室などに設置する。

#### 4.1.3 水槽内の汚染の防止

① 受水槽の天井、底又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用できない（図17・図18参照）。

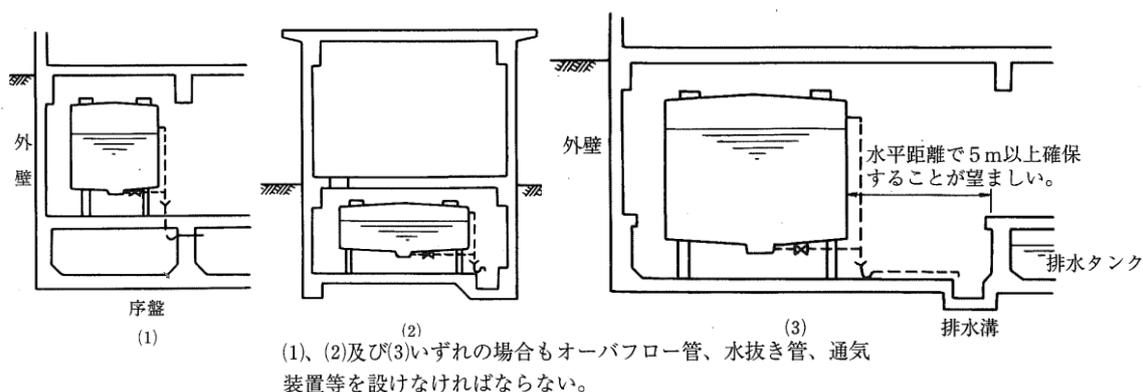


図17 規定に適合しない受水槽などの構造例

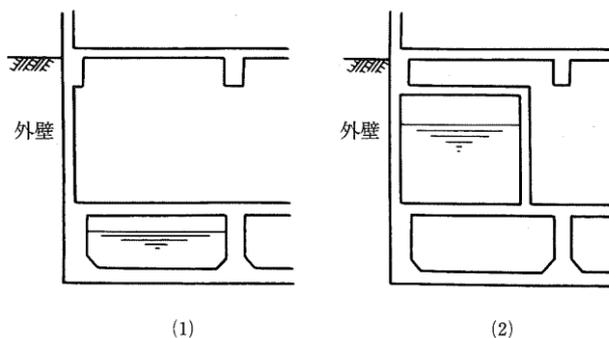


図18 規定に適合した受水槽などの構造例

② 受水槽の流入管には、逆流防止のため吐水口空間を確保する（図10・表12参照）。

- ③ 受水槽には、埃その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための装置を有効に設ける。

オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、その排水口は間接排水とするため開口しておく。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網などを取り付ける。また、通気装置に金網などを取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能を低下させないように注意する（図19参照）。

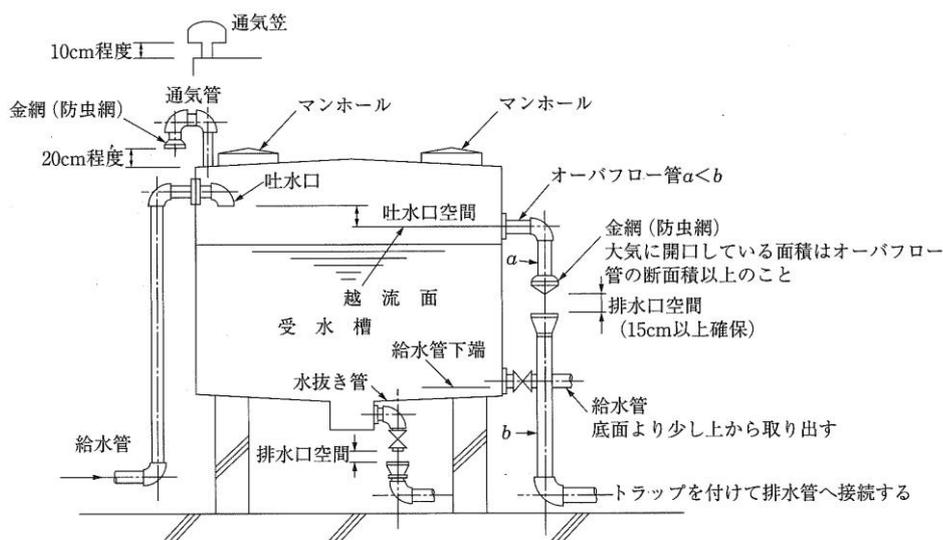


図19 排水口空間等の例

- ④ 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設ける。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。なお、受水槽は点検、清掃、補修時に断水しないよう1槽を2分割できる構造とすることが望ましい。
- ⑤ 受水槽の有効容量に比べ、使用水量が少ない受水槽以下設備の場合又は大規模な受水槽以下設備の場合、残留塩素量が法令に定める値以下になるおそれがあるので、塩素注入設備を設ける。

## 4.2 高置水槽

高置水槽は、外部及び内部の保守点検を容易できるもので、十分な強度を有し耐水性に富み、かつ水槽内部の水が汚染されないような構造や材質のものとするほか、次の各号によるものとする。

- ① 給水用具から高置水槽までの有効高は、使用給水用具の最低作動水压を確保できる高さとし、安全性を考慮して設置する（図20参照）。

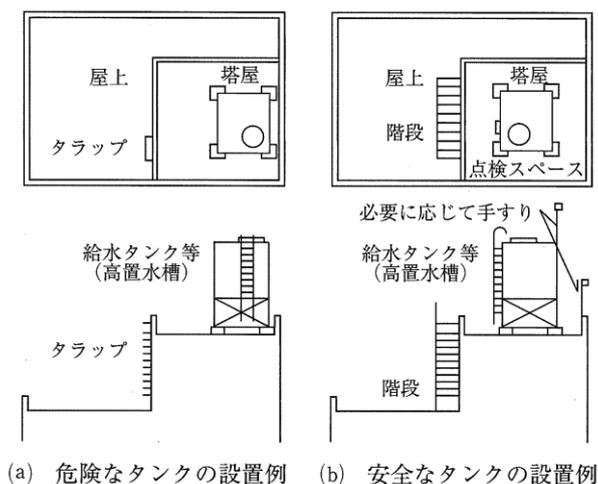


図20 高置水槽の設置例

- ② 高置水槽には、受水槽以下設備以外の配管設備を直接連結してはならない。
- ③ 高置水槽の有効容量は、計画使用水量の1/10程度を標準としているが、建築物の関係からとかく小さくなりがちである。有効容量が著しく小さい場合は、単位時間当たりの揚水量が多くなり、水槽内の水面に大きな動揺をきたし、水面自動制御装置によるポンプ運転に支障を与え、またポンプや計装盤などの修理時に断水となる可能性もある。
- ④ 高置水槽の排水管は、高置水槽内の清掃が迅速、かつ容易にできるように水槽の最低部に設ける（図21参照）。

また、水槽内の清掃又は修理時に断水すると、重大な支障をきたすような場合には、水槽を二つに仕切ることが望ましい。

なお、寒冷地においては、凍結防止のため流入、流出の立ち上がり管などは防寒処理を施す。

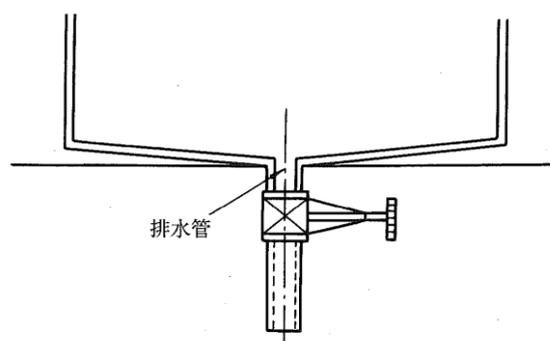


図21 高置水槽の排水管

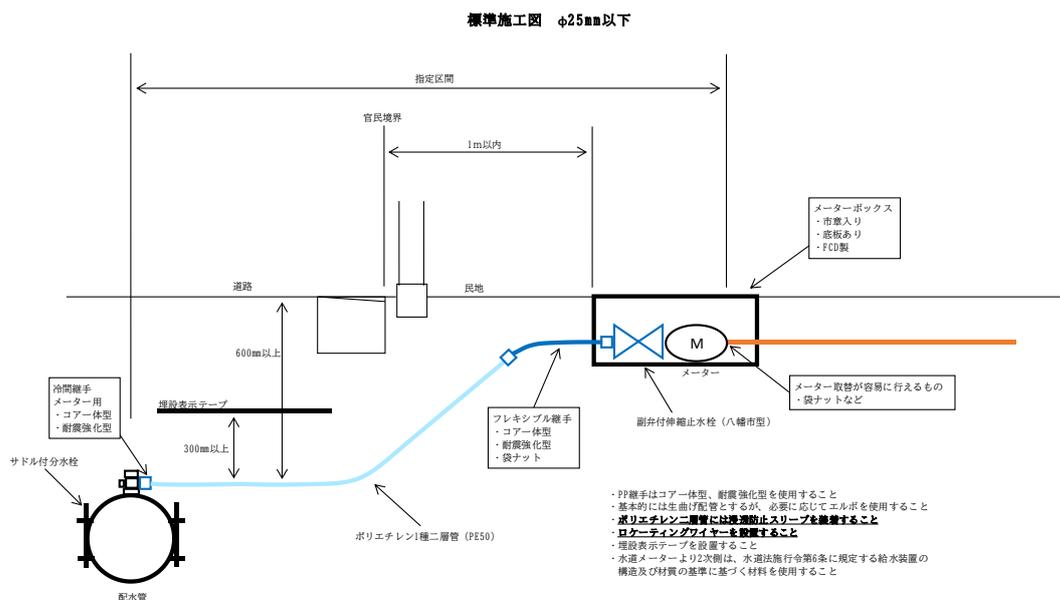
### 4.3 受水槽式給水設備の給水装置への切替え

受水槽式で給水していた建物を直結給水に切り替える場合は、当該建物の既存配管設備の管種や経年などを考慮し、状況に応じて布設替え等の対応を図る必要がある。しかし、配管設備は床下などの隠蔽配管が多く、布設替えを行うと工事費用の負担等の問題があることから、既設の経年管や更正工事を行った配管等で直結給水に切替える場合がある。この場合、「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて（厚生労働省水道課長通知）」（平成17年9月5日付健水発第0905002号）を踏まえ施工すること。

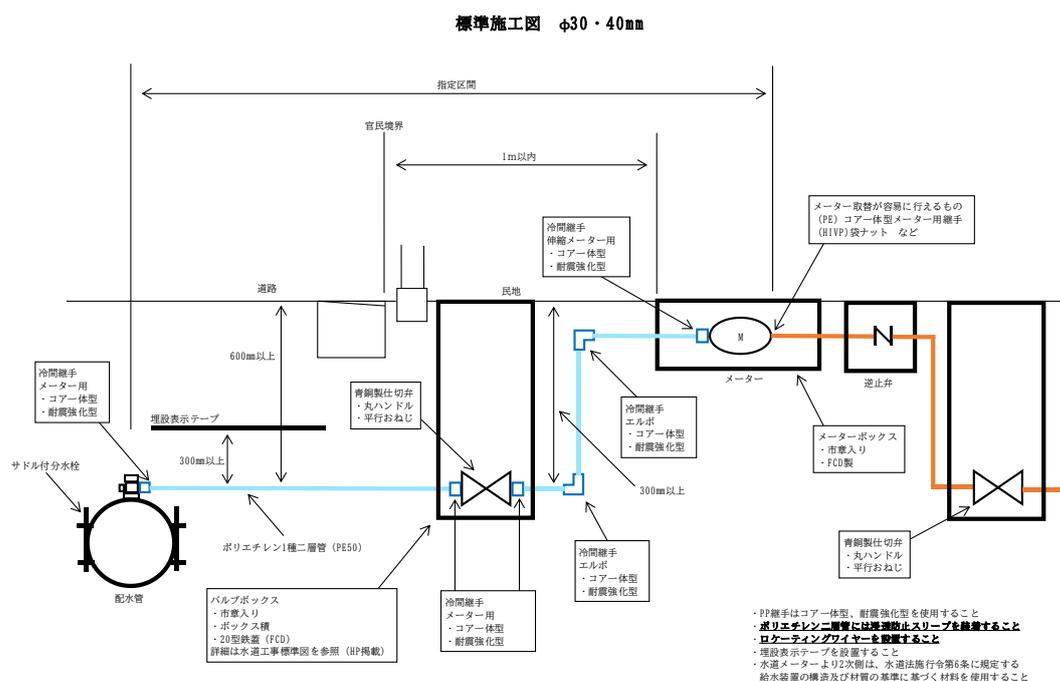
## 第5章 標準施工図

各口径の標準施工図を下記に示す。なお 100mm 以上の分岐の施工については市と協議のうえ施工方法を決定し行うこと。

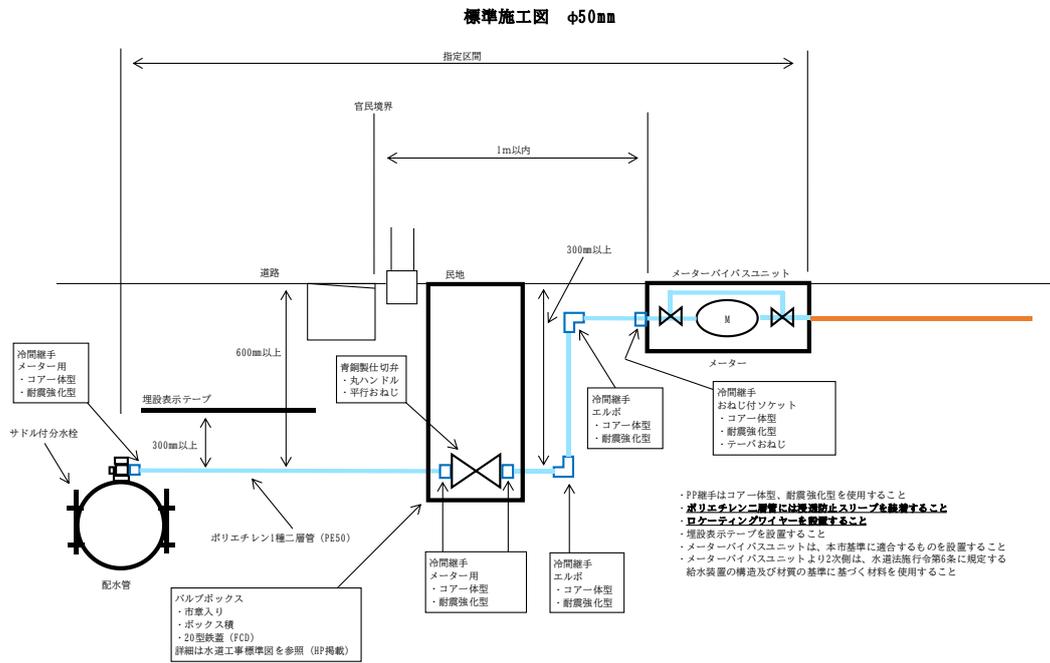
### ○ 給水口径 20-25mm



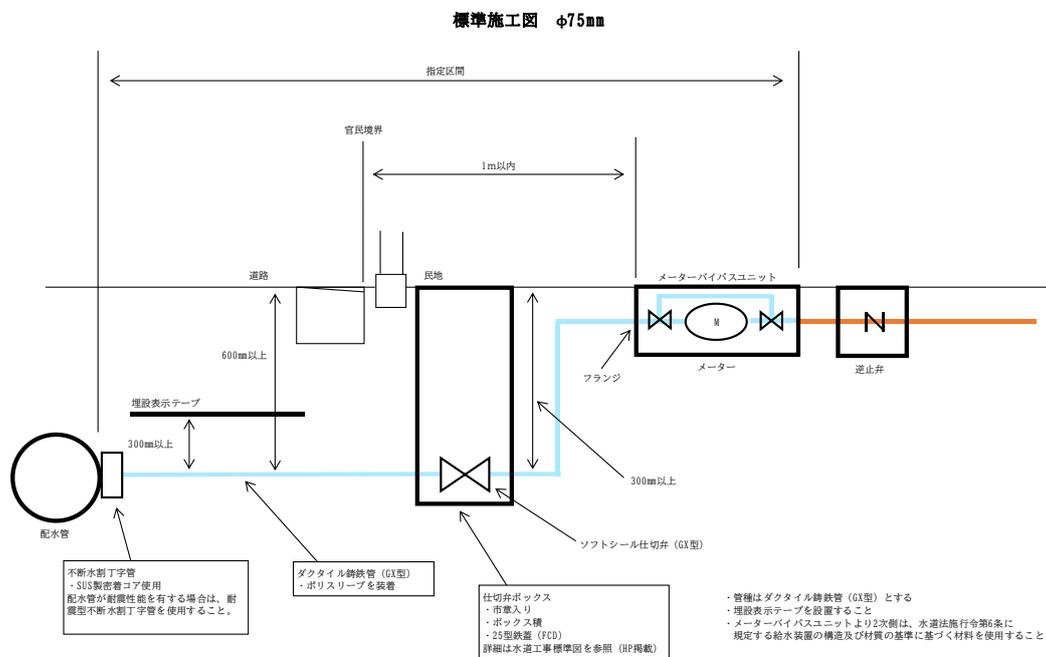
### ○ 給水口径 30-40mm



○ 給水口径 50mm



○ 給水口径 75mm



## 第6章 給水装置工事申込について

---

- 提出書類
  - ① 給水装置工事申込書  
必要に応じて、別紙確約書等の記入
  - ② 平面図・立面図
  - ③ 建築確認済書の表紙の写し
  - ④ 位置図（住宅地図）
  - ⑤ 開栓・閉栓用紙（内線工事）
  
- 申請から検査の流れ
  - ① 給水装置工事申込書の提出  
→ 申請後、審査及び決裁処理に通常5営業日必要
  - ② 決裁後、検査手数料等の納付書の発行（指定給水装置工事事業者に連絡）
  - ③ 検査手数料等の納付  
→ 納付の確認ができた時点で検査の予約可能（急ぎの場合は、納付通知書兼領収書の写しを提出すれば確認可能）
  - ④ 給水装置工事竣工届及び竣工検査願の提出
  - ⑤ 検査予約（電話予約可能、検査前2営業日までに予約必要）
  - ⑥ 検査（分岐工事は検査当日配水管が出てきた時点で再度連絡必要）
  
- 竣工検査
  - ① 分岐工事においては、配水管の穿孔、コアの挿入、布設した給水管から水漏れがないことを確認する。  
道路復旧状況等、必要に応じて写真の提出を求める場合がある。
  - ② 内線工事においては、メーター下流側に1.75MPaの静水圧を1分間保持し、水漏れがないことを確認する。また、給水開始前検査に準じた水質検査（臭気、味、色、濁り、残留塩素0.1mg/L以上）を行う。
  - ③ 給水装置、給水用具が提出図面どおりか確認する。
  - ④ 検査完了後、内線工事についてはメーターの取付けを行う。
  
- 水道の臨時使用について  
水道を臨時で使用したい場合は、使用したい場所の状況により手続き方法が異なる。以下に申請方法について示す。
  - ① 臨時使用したい場所に、メーターが設置してある場合  
→ 経営課窓口で開栓手続きを行う。

- ② 臨時使用したい場所に、引込管（止水栓まで）はあるが、メーターがない場合  
 → 給水装置工事申込書（臨時）を提出。決裁後、発行された納付書にて手数料を納付した後、窓口でメーターの受け取りを行う。

その後経営課窓口にて開栓手続きを行う（メーター受け取りの際に開栓手続きを行うことは可能）。

指定工事業者は開栓希望日時までに、メーターの取付け及び給水栓等の設置を行うこと。（開栓作業は開栓希望日時に市が行う。）

\*

- ③ 臨時使用したい場所に、引込給水管がない場合

→ 給水装置工事申込書（分岐）を提出。その後発行された納付書にて手数料を納付した後、工事着工。

竣工検査立会時に市がメーターを持っていくので、検査完了後メーターを取り付ける。

その後経営課窓口にて開栓手続きを行う。

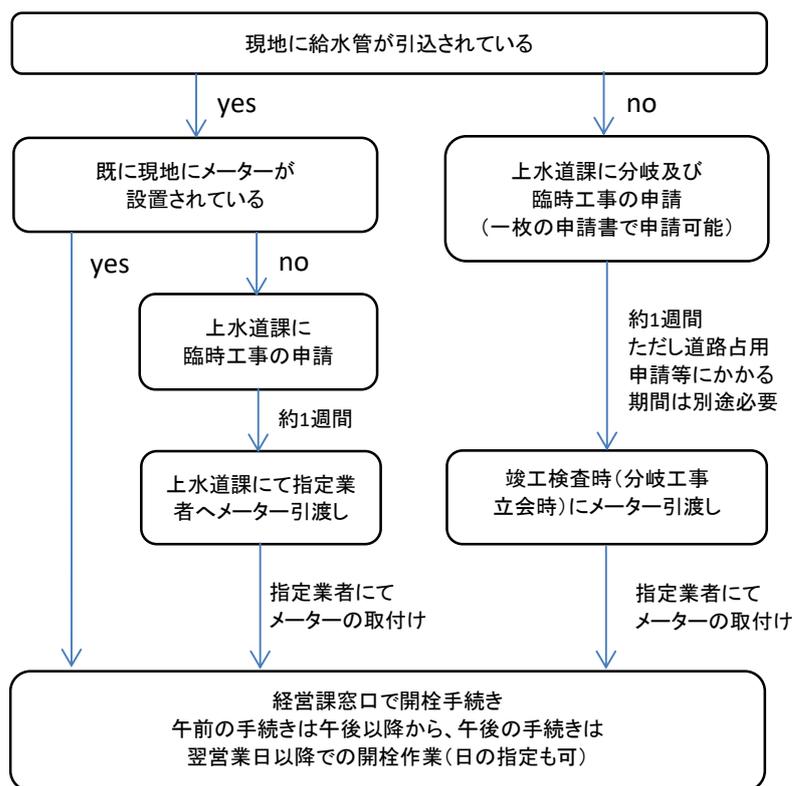


図 22 臨時工事の手続きの流れ

## 6.1 給水装置工事申込書 記入例

### ○ 分岐工事

### 給水装置工事申込書

八幡市長 様

申込日 令和7年 4月 1日

工事申込者

私（工事申込者）は、下記事項確認のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。  
 ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。  
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。  
 ・給水装置工事の申込み手続き及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者	郵便番号	614 - 8037
	住所	八幡市八幡高畑1-2
	(フリガナ)	ヤワタ タロウ
	氏名	八幡 太郎 <span style="float: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">八幡</span>
	電話番号	075 - 983 - 5360

工事内容

工事場所	八幡市 八幡高畑1-1			臨時を伴う場合は分岐・臨時両方にチェック
工事種類 (上下それぞれ選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 分岐（配水管～メーター）	<input checked="" type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> 内線（メーター以降）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> 撤去	
給水を受ける 建物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 住居（2階建て） <input type="checkbox"/> 集合住宅（ファミリー 戸） <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
配水管口径	φ 100 mm	工 期	令和7年 4月 10日 ~ 令和7年 5月 31日	
分岐口径	φ 20 mm	井水等併用	あり	なし <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">なし</span>
止水栓口径	φ 20 mm	工事個所の道路	( 国 ・ 府 ・ 市 ・ 私 ) 道	
量水器口径	φ 20 mm		路線名 八幡内野神1号 線	
貯水積水道	受水槽あり <input type="checkbox"/>	受水槽 有効容量	m <sup>3</sup>	高置水槽 有効容量

指定給水装置工事事業者

指定番号	1			
住所	八幡高畑1-3			
事業者名	京都水道設備			京都 水道 設備
電話番号	075 - 983 - 5328			
給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎			

私は、水道法第25条の4第3項に規定する給水装置工事主任技術者の職務を誠実に履行し、当該工事を施工します。

令和7年4月改定

○ 内線工事

### 給水装置工事申込書

八幡市長 様

申込日 令和7 年 4 月 1 日

工事申込者

私（工事申込者）は、下記事項承諾のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。  
 ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。  
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、申込者自身で解決します。  
 ・給水装置工事の申込み手続き及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者	郵便番号	614 - 8037
	住所	八幡市八幡高畑1-2
	(フリガナ)	ヤワタ タロウ
	氏名	八幡 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">八幡</span>
	電話番号	075 - 983 - 5360

工事内容

工事場所	八幡市 八幡高畑1-1		
工事種類 (上下それぞれ選択)	<input type="checkbox"/> 分枝（配水管～メーター） <input type="checkbox"/> 臨時 <input checked="" type="checkbox"/> 内線（メーター以降）		
	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
給水を受ける 建物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 住居（2階建て） <input type="checkbox"/> 集合住宅（ファミリー 戸） <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
配水管口径	φ 100 mm	工 期	令和7年 4 月 10 日 ~ 令和7年 5 月 31 日
分枝口径	φ 20 mm	井水等併用	あり <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">なし</span>
止水栓口径	φ 20 mm	工事個所の道路	( 国 ・ 府 ・ 市 ・ 私 ) 道
量水器口径	φ 20 mm		路線名
貯水積水道	受水槽あり <input type="checkbox"/>	受水槽 有効容量	ml 高置水槽 有効容量 ml

指定給水装置工事事業者

指定番号	1		
住所	八幡高畑1-3		
事業者名	京都水道設備 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">京 都 水 道 設 備</span>		
電話番号	075 - 983 - 5328		
給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎		

私は、水道法第25条の4第3項に規定する給水装置工事主任技術者の職務を誠実に履行し、当該工事を施工します。

令和7年4月改定

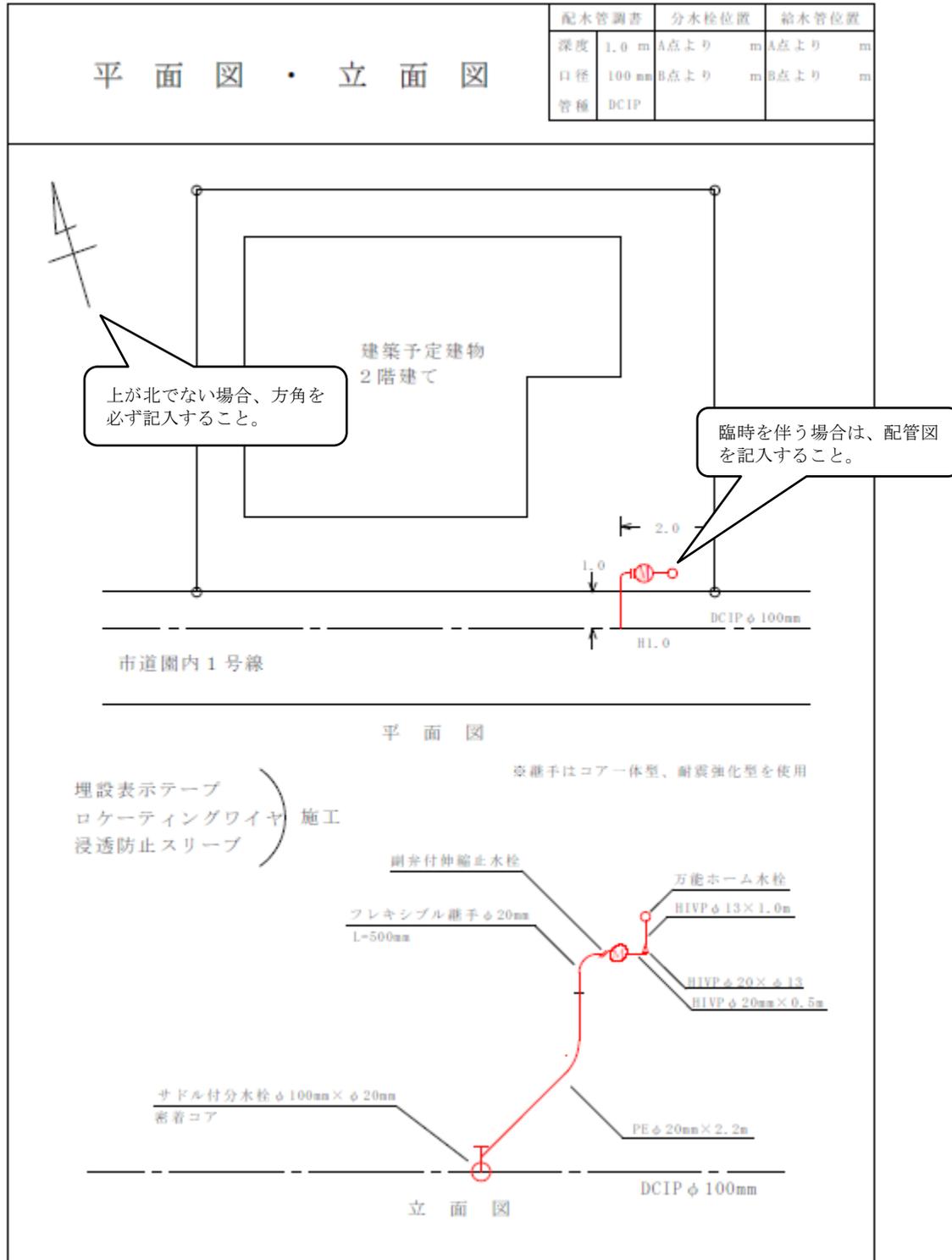
## 6.2 竣工届及び竣工検査願 記入例

検査希望日については、電話で受け付け可能。2営業日までに連絡すること。

給水装置工事竣工届及び竣工検査願									
八幡市長 様					届出日 令和7年 5月 15日				
指定給水装置工事事業者記入欄									
指定給水装置 工事事業者	住 所	八幡高畑1-3							
	事 業 者 名	京都水道設備 <span style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">京 都 道 水 道 設 備</span>							
	電 話 番 号	075 - 983 - 5328							
	給水装置工事 主任技術者名	京都 次郎 <span style="float: right; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">京 都</span>							
<p>下記場所の給水装置工事につきまして、竣工図を添付の上お届けします。              八幡市上水道給水条例第7条第2項に規定された工事検査をお願いいたします。              また、届出にあたり下記の事項を確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路掘削を伴う工事を施工した場合は、舗装本復旧完了まで維持管理いたします。</li> <li>・給水装置の構造及び材質は水道法施行令第6条の基準に適合しております。</li> <li>・水圧試験（試験水圧1.75MPa、1分間以上保持）を実施し、問題はありませんでした。（内線・臨時）</li> </ul> <p>※試験水圧は市との協議により変更する場合があります。</p>									
工 事 場 所	八幡高畑1-1								
工事申込者 氏 名	八幡 太郎								
工 事 種 別	分枝	臨時	内線	撤去	道 路 使 用 許 可 番 号	警第 1 号 令和7年 4 月 5 日			
検査希望日	5 月 20 日（火） 10 時 00 分				※市と調整してください。				
市使用欄					受付時記入				
使用者番号					給水装置工事申込書 受付番号				
検査時記入									
検 査 日	年 月 日				検 査 員				
検 査 項 目	<input type="checkbox"/> 水圧検査 <input type="checkbox"/> メーター復し <input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> 水質（臭気、味、色、濁り、残留塩素0.1mg/L以上） <input type="checkbox"/> その他（                      ）								
	水 道 メ ー タ ー	メーター 口 径		メーター 番 号		メーター 検 測			
用 途		普通・臨時	指 示 数						
備 考	(検査時確認)								
	<input type="checkbox"/> 現行止水栓に取替え <input type="checkbox"/> 甲止水栓撤去 <input type="checkbox"/> メーターボックス取替え <input type="checkbox"/> 鉛製給水管取替え <input type="checkbox"/> 不要な給水管撤去								
令和7年4月改定									

### 6.3 平面図・立面図記入例

○ 分岐工事（A4用紙使用）





## 第7章 関係法令

### ○八幡市上水道給水条例

平成10年3月31日条例第16号

八幡市上水道給水条例（昭和34年八幡市条例第9号）の全部を改正する。

#### 第1章 総則

（条例の趣旨）

第1条 この条例は、八幡市上水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 八幡市上水道事業の給水区域は、八幡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年八幡市条例第22号）に規定する給水区域とする。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（2）定例日 料金算定の基準日として2月ごとにあらかじめ市長が定めた日をいう。

（給水装置の種類及び給水の用途）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

（1）専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

（2）私設消火栓 消火用に使用するもの

2 専用給水は、その用途によって次の種類とする。

第1種 普通用

第2種 浴場用

第3種 臨時用

#### 第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（工事の費用負担）

第6条 給水装置の新設、増設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、増設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、市長が必要と認めた工事については自ら施行することができる。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により工事を施行する場合において、市長は当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者については、別に市長が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 市長は、給水装置工事を指定給水装置工事事業者が施行する場合には、前項第7号に該当する費用を徴収することができる。

3 第1項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4 前3項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(水道加入金)

第9条の2 給水装置の新設又は改造(メーター口径を増径する場合に限る。)をしようとする者は、水道加入金として当該新設又は改造後のメーター口径に応じて別表1に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額の合計額に相当する金額(以下「消費税相当額」という。)を加えて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を納付しなければならない。

2 市長が別に定める基準に適合する集合住宅等で、一の専用給水装置により2以上の使用者が給水を受けるときの水道加入金の額は、各住戸等におけるメーター口径(メーターを設置しない場合は各住戸等への引き込み口径)に基づき前項の規定により算出した額の合計額とする。

3 水道加入金は、給水装置の新設又は改造の申込みの際に納付するものとする。

4 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があるとして別に定める基準に該当するときは、水道加入金の額を軽減し、又は免除することができる。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上の理由その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、又は断水のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第16条 給水量は、市のメーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、市長が設置し、給水装置の所有者、使用者、管理人（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、「善良な管理者の注意」をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止するとき。

(2) 水道を料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(3) 水道を消火演習に使用するとき。

(4) 水道を臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を継承し、引き続いて使用するとき。

(2) 水道の用途に変更があったとき。

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者に変動があったとき。

(5) 水道を消火用に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、市の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及びメーター並びに水質の検査)

第21条 市長は、給水装置及びメーターの機能又は水質について、水道使用者等から検査の請求があったときはこれを行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

### 第3章の2 貯水槽水道

(市の責務)

第21条の2 市長は、貯水槽水道(法に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第21条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法に規定する簡易専用水道をいう。)の設置者は、法の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

### 第4章 水道料金及び手数料

(水道料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者又は管理人から徴収する。

(料金)

第23条 専用給水装置に係る料金は、別表2に定めるところにより算定した基本料金及び従量料金の合計額(第24条第1項の規定により2月分を一括して点検する場合にあっては、同項の規定により各月均等として算定した額の合計額)に消費税相当額を加えて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定に関わらず、市長が別に定める基準に適合する集合住宅等で、一の専用給水装置により2以上の使用者が給水を受けている場合の料金については、使用者の申請により別表3に定めるところにより算定した基本料金及び従量料金の合計額(第24条第1項の規定により2月分を一括して点検する場合にあっては、同項の規定により各月均等として算定した額の合計額)に消費税相当額を加えて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とすることができる。

### 第23条の2 削除

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分までの額を各月均等として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長はこれを変更することができる。

2 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(水量の認定)

第25条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 水道を料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 1月に満たない期間において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、1月使用とみなして算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の前納)

第27条 市長が必要と認めたときは、給水装置の使用申込の際、市長が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中の届出のあったとき精算する。ただし、届出のない場合は、市長が使用中の状態でないと認めたときにこれを精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納額通知書又は集金の方法により2月分まとめて徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、まとめる月数を変更することができる。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を申込者から申込みの際、徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、これを徴収することができる。

- (1) 第7条第1項の指定をするとき 1件につき15,000円
- (2) 第7条第1項の指定の更新をするとき 1件につき10,000円
- (3) 第7条第2項の工事の検査をするとき 1件につき5,400円
- (4) 第19条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき5,400円ただし、土曜日、日曜日及び時間外はその5割増とする。
- (5) 第32条第2項の確認をするとき 1回につき100,000円
- (6) 指定給水装置工事事業者証書の再交付をするとき 1件につき3,000円
- (7) 諸証明の交付をするとき 1件につき300円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 取締

(検査等及び費用負担)

第31条 市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、又は水道使用者等に対し適当な措置をさせ、若しくは自ら措置することができる。

2 前項に要する費用は、水道使用等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第 33 条 市長は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第 9 条の工事費、第 9 条の 2 の水道加入金、第 20 条第 2 項に規定する修繕費、第 23 条の料金又は第 29 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなく第 24 条による使用水量の計量又は第 31 条による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して使用しようとし、又は使用する場合において、市長が警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(4) 正規の手続を経ないで給水を行い、又は給水装置工事をしたとき。

(5) 給水をその用途以外に濫用し、又は他人に販売したとき。

(6) その他水道を不正に使用し、又は使用しようとしたとき。

(給水装置の切り離し)

第 34 条 市長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第 35 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) 第 5 条による承認を受けないで、給水装置を新設し、増設し、改造し、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第 16 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 24 条による使用水量の計量又は第 31 条第 1 項の規定による検査若しくは第 33 条の規定による給水の停止を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第 13 条の規定による申込みをしないで給水装置を使用した者

(4) 第 18 条の規定による届出をしないで給水装置を使用した者

(5) 第 20 条第 1 項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者

(6) 第 23 条に規定する料金又は第 29 条に規定する手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第 36 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

第 6 章 補則

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、水道事業管理規程で定める。

附 則

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 10 年 3 月 31 日以前に給水工事施工申込みを行った者については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 6 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 10 月分の使用水量に係る水道料金から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 12 月 25 日条例第 46 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 28 日条例第 31 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 26 日条例第 36 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の八幡市下水道条例第 18 条の規定は、平成 26 年 6 月 1 日以後に確定する使用水量又は汚水の量 (以下この条において「使用水量等」という。)に係る使用料について適用し、同日前に確定した使用水量等に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後に公共下水道の使用を開始した者にあつては、平成 26 年 4 月 1 日以後に確定する使用水量等に係る使用料について適用する。

2 第 2 条の規定による改正後の八幡市上水道給水条例第 23 条の規定は、平成 26 年 6 月 1 日以後に確定する使用水量に係る料金について適用し、同日前に確定した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後に水道の使用を開始した者にあつては、平成 26 年 4 月 1 日以後に確定する使用水量に係る料金について適用する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日条例第 16 号抄)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月分の使用水量に係る水道料金から適用する。

附 則 (令和元年 9 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 30 日条例第 7 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条、次条及び附則第 7 条の規定 令和 5 年 2 月 1 日

(2) 第 2 条及び附則第 3 条から第 6 条までの規定 令和 5 年 4 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の八幡市上水道給水条例の規定及び八幡市下水道条例 (昭和 47 年八幡市条例第 1 号) の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に確定する水道料金及び下水道使用料について適用し、同日前に確定した水道料金及び下水道使用料については、なお従前の例による。

2 令和 5 年 2 月 28 日以前より引き続き水道を使用している者に対する令和 5 年 4 月に最

初に確定する水道料金の額は、その1月分について従前の例により計算する。

第3条 令和5年2月28日以前より引き続き水道を使用している者については、令和5年4月に最初に確定する水道料金の徴収の際に、従前の例により計算したメーター使用料を1月分徴収する。

第4条 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）前に申込みのあったものに係る水道施設費は、なお従前の例による。

第5条 施行日前に開栓が終了したものに係る閉栓中の給水装置を開栓するときの手数料は、なお従前の例による。

第6条 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（八幡市下水道条例の一部改正）

第7条 八幡市下水道条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和6年3月28日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 水道加入金表（第9条の2関係）

（1装置又は1戸につき）

口径	金額	
	新設	改造
	円	新口径と旧口径との水道加入金の差額とする。
20mm以下	360,000	
25mm	648,000	
30mm	1,048,000	
40mm	2,232,000	
50mm	4,014,000	
75mm	8,280,000	
100mm以上	市長が定める金額	

別表2 水道料金表（第23条関係）

（1）基本料金

（1月、1装置につき）

用途	口径	金額	基本水量
普通用及び浴場用		円	普通用は6m <sup>3</sup> 、浴場用は基本水量なし
	13mm	1,150	
	20mm	1,210	
	25mm	1,480	
	30mm	2,120	
	40mm	2,710	
	50mm	4,060	
	75mm	8,840	
	100mm	16,330	
	150mm	36,480	
臨時用		4,600	10m <sup>3</sup>

## (2) 従量料金

(1月、1装置につき)

用途	水量	金額
普通用	6 m <sup>3</sup> を超え、10m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	円 128
	10m <sup>3</sup> を超え、20m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	165
	20m <sup>3</sup> を超え、30m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	200
	30m <sup>3</sup> を超え、50m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	250
	50m <sup>3</sup> を超え、100m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	260
	100m <sup>3</sup> を超え、5,000m <sup>3</sup> 以下の水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	280
	5,000m <sup>3</sup> を超える水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	198
	浴場用	1 m <sup>3</sup> 当たり
臨時用	10m <sup>3</sup> を超える水量について 1 m <sup>3</sup> 当たり	610

別表3 集合住宅等水道料金表（第23条関係）

（1月、1装置につき）

用途	基本料金		従量料金	
	基本水量	金額	水量	金額
普通用	6 m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量	1,150 円に戸数を乗じて得た額	6 m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、10m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	円 128
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			10m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、20m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	165
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			20m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、30m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	200
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			30m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、50m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	250
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			50m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、100m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	260
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			100m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超え、5,000m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量以下について	280
			1 m <sup>3</sup> 当たり	
			5,000m <sup>3</sup> に戸数を乗じて得た水量を超える水量について	198
			1 m <sup>3</sup> 当たり	

○八幡市上水道給水条例施行規程

平成10年 3月31日 水事規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、八幡市上水道給水条例（平成10年八幡市条例第16号以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸 世帯又は市長がこれに準ずると認定したものをいう。
- (2) 水道使用者等 給水装置の所有者、使用者又は管理人をいう。

第3条 削除

(給水装置工事の申込等)

第4条 条例第5条の規定による給水装置の工事（以下「工事」という。）の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、工事申込書を市長に提出しなければならない。

2 申込者が、工事の承認を受けた後、その工事の設計変更又は取消しをしようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(市が負担する工事の費用)

第5条 条例第6条ただし書の規定により市が負担することができる費用は、次の各号に掲げるところによる。ただし、特に必要があると認めるときは、その費用の全部又は一部を申込者に負担させることができる。

- (1) 公道内の給水装置の修理工事に要する費用
- (2) 配水管の布設替に伴う給水装置の連絡替工事に要する費用
- (3) その他市長が必要と認めた工事に要する費用

(市が施行することができる工事)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規定により、市が施行する工事は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 公道下又は市長が公道に準ずると認定する場所の給水装置の修理工事
- (2) 前項に規定する給水装置が不用になったとき、又は市長が不用と認めた給水装置の撤去工事
- (3) 配水管の布設替に伴う給水装置の連絡替工事
- (4) その他市長が必要と認める工事

(工事検査)

第7条 条例第7条第2項の規定により工事のしゅん工を届け出る者は、工事のしゅん工図を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定するしゅん工後の工事検査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合しているかの確認
- (2) 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所の施工技術
- (3) 給水管の埋設の深さ
- (4) 水圧検査
- (5) 給水管の管種、口径及び延長、メーターを設置する位置等について、しゅん工届との照合
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 前項に掲げる事項のうち工事しゅん工後において検査ができないものは、施行のつど検査を受けなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出等)

第8条 条例第7条第3項の規定により提出する利害関係人の同意書等は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 他人の土地又は家屋内を通過して給水装置を設けようとする申込者は、その土地又は家屋の所有者の承諾書

(2) 他人の所有する給水管（以下本条において「本管」という。）から分岐して給水管（以下本条において「支管」という。）を設けようとするときは、本管所有者の承諾書

2 本管所有者が、その本管を改造し、又は撤去しようとする場合、支管所有者が給水装置の改造又は本管取得の手続をしないときは、その支管の使用を廃止したものとみなす。

(工事の施行)

第9条 市において施行する工事のため、家屋、庭園その他の工作物を加工した場合、市は必要と認める補修をする以外は、これを原形に復する責を負わない。

(管理設の深さ)

第10条 給水管の埋設は、次の表に定める深さ以上でなければならない。ただし、特殊な地形、周囲の状況その他の理由で、工事施行上著しく困難と認められる個所にあつては、この限りでない。

公道	私道	宅地
60 c m 〔舗装厚を含む。舗装厚とは、表層、基層、上層路盤及び下層路盤のそれぞれの厚さの合計をいう。ただし、舗装厚を除く深さは、30 c m以上とする。〕	60 c m	30 c m

(工事の使用材料)

第11条 条例第8条の規定により市長が指定する材料は、水道法施行令第6条に定める構造・材質基準に適合したものでなければならない。

(メーターの設置基準)

第12条 メーターの設置基準は、次の各号に掲げるところによる。ただし、これによりがたいときは、市長が別に定めるところによる。

(1) 給水栓まで直接給水をする者は、1給水装置ごとに1器以上を設置しなければならない。ただし、集合住宅等で市長が戸別に設置する必要がないと認めたときは、市長が必要と認める範囲で1器の設置とすることができる。

(2) 受水槽を設ける者は、受水槽ごとに1器を設置するものとし、市長が必要があると認めるときは、受水槽以下に設置しなければならない。

(メーターの管理)

第13条 水道使用者等は、メーターを清潔に保ち、かつ、その設置場所にメーターの点検、取替、修理等に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 市長は、メーターの点検、取替え、修理等に支障をきたすおそれがあると認める場合は、水道使用者等に対しメーターの位置の変更を命ずることができる。

3 水道使用者等が前項の規定による市長の命令に従わないときは、市が施行してその費用を水道使用者等から徴収することができる。

(メーター等の亡失又はき損)

第14条 条例第17条第3項の規定により市長が定める損害額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) メーターを亡失した場合 代替メーターの購入及びその取付けに要する費用

(2) メーターをき損した場合 き損メーターの修理及びその取付けに要する費用

2 水道使用者等は、自己の保管するメーター、附属器具等を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(特別の費用を要する検査)

第15条 条例第21条第2項の「特別の費用を要するとき」とは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 給水装置については、その構造、材質、機能及び漏水について通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色度、濁度、消毒の残留効果に関する検査その他の飲用の場合に関する以外の検査を行うとき。

2 市長は、検査の必要がないと認めるときは、検査の請求を拒むことができる。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第15条の2 条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領（平成7年7月26日制定）に規定する管理の基準に従い、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるように努めなければならない。

(給水の用途別基準)

第16条 給水の用途別基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 普通用 一般家庭で日常生活に使用するもの並びに次号及び第3号の用途に使用しないものをいう。

(2) 浴場用 公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。）に使用するものをいう。

(3) 臨時用 工事施行その他臨時に使用するものをいう。

(メーターの端数計算)

第17条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。

(水量の認定)

第18条 条例第25条の規定による水量の認定は、前年同月の使用実績による。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用実績によりがたいと認められる理由のあるとき メーターの故障又は水量不明の前3月から6月までの使用実績から最も妥当と認められる水量による。

(2) メーターの機能検査の結果、公差を超過したとき 超過した割合に応じて算出した水量による。

(3) 前年同月の使用実績又は前2号によりがたいとき 市長が最も妥当と認めた推定水量による。

(特殊な場合の水道料金)

第19条 水道料金（以下「料金」という。）は、給水の断水、停水又は制限により軽減し、又は免除しない。

2 料金は、開栓中使用するの有無にかかわらず、基本料金を徴収する。

3 料金の異なる2種以上の用途に使用したときの料金は、料率の高いものを適用する。

(料金違算の処置)

第 20 条 メーターの誤認又は料金算出の違算により料金の納付後にその料金に増減額が生じたときは、次回の料金で増減の調整をすることができる。

(手数料の軽減又は免除)

第 21 条 条例第 7 条第 2 項の工事検査に係る手数料は、水圧検査を必要としない場合は、条例第 29 条第 3 号の規定に関わらず、同号に掲げる額の 2 分の 1 の額とする。

(漏水軽減)

第 21 条の 2 市長は、漏水の場合、条例第 30 条の規定に基づき、別に定めるところにより料金を軽減することができる。

2 前項の規定による料金の軽減を受けようとする者は、漏水修理の完了後 1 年以内に修理証明書及び市長が定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(災害による料金の減免)

第 21 条の 3 市長は、災害により特に料金を減免する必要があると認めた場合は、条例第 30 条の規定に基づき、別に定めるところにより料金を軽減することができる。

2 前項の規定による料金の軽減を受けようとする者は、災害のあった日から 1 年以内に市長が交付したり災証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

(給水の開始等)

第 22 条 給水は、水道を使用しようとする者の届出によって、止水栓の開栓により開始する。

2 給水は、水道使用者等の届出によって、止水栓の開栓により中止し、又は休止する。

(納付金の督促)

第 23 条 市長は、料金その他の納付金を期限までに納付しない水道使用者等に対し、督促状を発することができる。

(消火栓の設置)

第 24 条 消火栓の設置は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 公設消火栓 口径 75 ミリメートル以上の配水管に限り設置する。

(2) 私設消火栓 口径 40 ミリメートル以上の給水管に限り設置する。

2 私設消火栓の設置者は、これを公共の用に使用することを拒むことはできない。

3 私設消火栓には、メーターを設置する。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 メーターを設置しない私設消火栓は、市が封かんするものとする。

(給水装置の無届使用)

第 25 条 使用者変更の届出を行わず、前使用者の給水装置を無届で使用した者は、前使用者のすべての権利義務を継承して引き続き使用したものとみなす。

(係員等の証票)

第 26 条 給水装置の検査員、集金員、メーター点検員、工事係員等は、その身分を証明する証票を携帯し、水道使用者等の請求があったときは、これを提示するものとする。

(給水装置の立入検査)

第 27 条 水道使用者等は、条例第 31 条第 1 項の規定による検査を、正当な理由がなくして拒否し、又は妨害してはならない。

(給水装置の構造及び材質)

第 28 条 給水装置の構造及び材質は水道法施行令第 6 条に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、メーター（以下「メーター」という。）、給水栓等をもって構成しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 配水管への取付口における分水栓の口径は、その給水装置による使用量その他の事情を考慮して市長が定める。
- (4) 一時に多量の水を使用する箇所、高層建物等で水圧低下の生じる箇所その他市長が必要と認める場所においては、受水槽を設けなければならない。
- (5) 水洗便所に給水する給水装置には、その給水装置又は水洗便所に真空破壊装置を設ける等逆流の防止に有効な措置をしなければならない。
- (6) 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある個所は、これを排除する施設を設けなければならない。
- (7) 給水管の露出部分が1メートル以上に及ぶときは、たわみ、振動等を防ぐため適当な間隔でつまみ金具その他を用いて建造物等に固定しなければならない。
- (8) 開きよを横断して給水管を布設するときは高水位以上に架設し、給水管破損のおそれのあるときはさや管の中に入れ、又は支柱を設ける等適当な保護措置をしなければならない。

(水道加入金)

第28条の2 条例で定める水道加入金は、宅地等への給水管の新設又は改造の布設申込みのあったときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が指示したときは、宅地等の敷地内への新設給水申込み及び改造の申込みのあったときに、水道加入金を徴収することができる。

3 既に水道加入金を徴収した区画及び戸数に係る水道加入金の額は、条例第9条の2第1項及び第2項で定める水道加入金の額から当該既に徴収した水道加入金の額（直近のメーター口径及び戸数に対応した水道加入金の額とし、減免等を行っている場合は、減免等を行う前の額とする。）を控除した額とする。

4 メーター口径の減径又は給水装置若しくは戸数を減少する場合には、既に徴収した水道加入金の還付は行わない。

5 市長は、次に掲げる集合住宅等について必要と認めるときは、水道加入金の額の2分の1に相当する額を軽減することができる。

(1) 単身者向け共同住宅

(2) 店舗等の施設に附属する単身者用の寮又は寄宿舎

6 市長は、水道加入金について次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を申請により減免するものとする。

(1) 開発行為等により設置され、市に寄贈される公園施設等に係る場合 全額

(2) 市長が特に必要と認めた場合 市長が必要と認める額

7 前2項の規定により水道加入金の減免等を行った場合において、当該給水に係る一連の工事の中で減免等の条件を満たさなくなった場合は、減免等を取り消し、速やかに当該減免等により支払いを免れた額を徴収するものとする。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日水事規程第2号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度 1 期（3 月、4 月）分の使用水量から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日水事規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の給水装置工事施工申込み分から適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日水事規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日水事規程第 3 号）

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 1 日水事規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 17 年度 5 期分の使用水量に係る水道料金から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日水事規程第 5 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日水事規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日水事規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 12 日水事規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 23 年度 1 期（3 月、4 月）分の使用水量に係る料金又は平成 23 年 4 月 25 日の給水装置工事施工若しくは開栓の申込み分に係る手数料から適用する。

附 則（平成 24 年 8 月 28 日水事規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の八幡市上水道給水条例施行規程の規定は、平成 24 年 8 月 13 日以降の災害により被害を受けた者について適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日上下水事規程第 1 号）

改正

令和元年 9 月 30 日上下水事規程第 4 号

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 2 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

（2）第 3 条の規定 令和 2 年 4 月 1 日

（経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の八幡市上水道給水条例施行規程の規定は、平成 30 年 4 月分の使用水量に係る水道料金から適用する。

2 第 2 条の規定による改正後の八幡市上水道給水条例施行規程の規定は、平成 31 年 4 月分の使用水量に係る水道料金から適用する。

3 第 3 条の規定による改正後の八幡市上水道給水条例施行規程の規定は、令和 2 年 4 月分の使用水量に係る水道料金から適用する。

附 則（令和元年 9 月 30 日上下水事規程第 4 号）

この規程中第 1 条の規定は令和元年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 23 日上下水事規程第 7 号）

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 日上下水事規程第 4 号）

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の八幡市上水道給水条例施行規程の規定は、施行日以後に給水装置の新設又は改造の申込みのあったものから適用する。

3 この規程による改正前の八幡市給水工事単価規程の規定により施設整備費(以下「旧施設整備費」という。)が納入されているが、同規程の規定による加入金(以下「旧加入金」という。)が納入されていない区画等については、施行日以後に宅地等の敷地内への新設給水申込み及び改造の申込みのあったときに、水道加入金を徴収する。

4 前項の規定により納付すべき水道加入金の額は、宅地等の敷地内への新設給水申込み及び改造の申込みを行うメーター口径及び戸数に対応した水道加入金の額を基準として市長が定める額から、旧施設整備費を納入した際のメーター口径及び戸数(以下「旧口径等」という。)に対応した水道加入金の額(旧施設整備費に対し減免等を行っている場合は、これを考慮して算定した額)に10分の7を乗じて得た額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。

5 旧施設整備費及び旧加入金が共に納入されている区画等において、施行日以後に給水装置の新設又は増径を行う場合の水道加入金の額は、新設給水申込み及び改造の申込みを行うメーター口径及び戸数に対応した水道加入金の額から、既に徴収した旧加入金に係る口径及び戸数に対応した水道加入金の額(直近のメーター口径及び戸数に対応した額とし、旧施設整備費又は旧加入金の減免等を行っている場合は、減免等を行う前の額とする。)を控除して得た額とする。

6 市長は、前3項の規定を適用することが不相当と認めるときは、別に定める基準により水道加入金の額を算定することができる。

## ○八幡市水道指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月31日水事規程第3号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、八幡市上水道給水条例（平成10年八幡市条例第16号、以下「条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、八幡市水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために八幡市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

#### (業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、条例、八幡市給水条例施行規程（平成10年八幡市水事規程第2号）及びこの規程並びにこれらの法令等の規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

### 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

#### (指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定（以下「指定」という。）は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者及び役員の名

(2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

#### (指定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者について、次の各号に掲げる基準により審査を行うものとする。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として施行規則第20条の2で定めるもの
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定工事業者証の交付)

第6条 市長は、指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に八幡市水道指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
  - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (3) 法人にあっては役員の氏名
  - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し
  - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。
- (指定の取消し)
- 第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
  - (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
  - (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
  - (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
  - (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
  - (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
  - (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (指定の停止)
- 第9条 前条各号に該当する場合において指定工事業者にしんしゃくすべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。
- (指定等の公示)
- 第10条 次の各号に該当するときは、そのつど公示する。
- (1) 指定工事業者を指定したとき。
  - (2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があつたとき。
  - (3) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
  - (4) 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。
- 第3章 給水装置工事主任技術者  
(主任技術者の職務等)
- 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
  - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
  - (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
    - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
    - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第 12 条 指定工事業者は、指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第 3 による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うにあたっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないと市長が認めるときは、この限りではない。

#### 第 4 章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第 13 条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに第 12 条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第 11 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事業に従事する者の給水装置工事業の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第 14 条 指定工事業者は、条例第 7 条第 2 項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて市長に申請しなければならない。

(工事検査)

第 15 条 指定工事業者は、条例第 7 条第 2 項に規定する工事検査を受けるため工事完了後、速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第 16 条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第 13 条第 1 号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 17 条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事にし、当該指定工事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(諮問機関)

第 18 条 市長は、次の各号に掲げる事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として八幡市水道指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)を設置する。

(1) 第 8 条の規定による指定の取消し

(2) 第 9 条の規定による指定の停止

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、指定工事業者に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(八幡市水道給水工事公認業者規程の廃止)

第 2 条 八幡市水道給水工事公認業者規程(昭和 48 年八幡市水道事業管理規程第 4 号)は、廃止する。

(旧規程に基づく八幡市水道給水工事公認業者に対する経過措置)

第 3 条 この規程による廃止前の八幡市水道給水工事公認業者規程(以下「旧規程」という。)により指定を受けている八幡市水道給水工事公認業者(以下「公認業者」という。)は、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規程により指定を受けている公認業者が、平成 10 年 4 月 1 日から 90 日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、条例第 7 条第 1 項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 法人である場合には役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、水道法附則第 2 条第 2 項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書(以下「登録簿」という。)の写しを添えなければならない。

5 第 2 項に規定する届出を行う公認業者は、届出と同時に旧規程に基づく八幡市水

道給水工事公認業者証を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の規定による届出の受理後、速やかに、第6条に定める八幡市水道指定給水装置工事事業者証を交付する。

7 第2項の規定により条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされたものに対する第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」と読み替えて適用する。

8 第2項の規定により条例第7条第1項の指定を受けた者とみなされたものに対する第13条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程による給水工事責任技術者の資格を有する者」と読み替えて適用する。

(旧規程に基づく給水工事責任技術者に対する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号の一に該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による給水工事責任技術者の資格を有する者とみなす。

(1) 旧規程に基づく給水工事責任技術者として登録されている者

(2) 旧規程に規定する給水工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

(3) その他管理者が前各号の者に相当すると認める者

附 則(平成12年3月31日水事規程第6号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日水事規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日水事規程第4号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年9月13日上下水事規程第3号)

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

附 則(令和元年9月30日上下水事規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置)

2 この規程の施行の際現に指定を受けている指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の規程第5条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「八幡市水道指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程(令和元年八幡市上下水道事業管理規程第5号)の施行の日の前日から起算して5年を経過する日まで」とする。ただし、当該指定を受けた日がこの規程の施行日の前日の5年前の日以前である場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日までとする。

(1) 指定を受けた日が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年

(2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年

(3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年

(4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場

- 合 4年
- (5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から平成26年9月30日までの間である場
- 合 5年

## ○八幡市上水道給水装置工事単価規程

昭和49年9月1日水事規程第4号

八幡市上水道事業給水工事単価規程（昭和43年八幡市水道事業規程第1号）の全部を改正する。

第1条 八幡市上水道給水条例（平成10年八幡市条例第16号）第9条に定める給水装置工事（以下「給水工事」という。）の費用は、次のとおりとする。

第2条 設計費は、工事費に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。

- (1) 工事費が100千円以下の場合 1000分の20
- (2) 工事費が100千円を超え500千円以下の場合 1000分の15
- (3) 工事費が500千円を超え1,000千円以下の場合 1000分の12
- (4) 工事費が1,000千円を超える場合 市長が定める率

第3条 材料費は、次の各号により市の定めた額の範囲内で得た額の合計額とする。

(1) 公道面工事費1装置1件につき給水工事の申込場所の管種及び公道面距離等により次の給水工事を施行する場合

- ア 直結止水栓と水道量水器（以下「メーター」という。）を設置する場合
- イ 公道止水栓及び直結止水栓並びにメーターを設置する場合
- ウ 公道止水栓のみを設置する場合

第4条 運搬費は国の基準等により算出する適正な実支出額の範囲内とする。

第5条 労力費は、次の各号により市の定めた額の範囲内で得た額の合計額とする。

(1) 公道面工事費1装置1件につき給水工事の申込場所の管種及び公道面距離等により次の給水工事を施行する場合

- ア 直結止水栓とメーターを設置する場合
- イ 公道止水栓及び直結止水栓並びにメーターを設置する場合
- ウ 公道止水栓のみを設置する場合

(2) メーターの取替工は、1装置1件の口径別による。

第6条 道路掘削及び復旧費は、道路の種別に応じ国の基準等で定めた額とする。

- (1) 道路の掘削費は、給水工事の申込場所の種類とする。
- (2) 道路復旧費は、給水工事の申込場所の種類とする。

第7条 工事監督費は、工事費に1,000分の20を乗じて得た額の範囲内とする。

第8条 間接経費は、次の各号に定める額とする。

(1) 工事雑費 第3条から第7条までに掲げる額の合計額から舗装本復旧費を控除した額に100分の27以内を乗じて得た額。ただし、指定給水装置工事事業者が施行する場合は、徴収しない。

(2) 設計審査費 設計審査1件につき7,200円

(3) 分岐立会費 配水管から給水管を分岐する場合、1件につき5,400円

ただし、分岐立会が勤務時間外の場合にあつては当該額の2倍の額とする。

(4) 道路掘削申請費 給水工事の申込みに応ずるために道路管理者等に道路掘削許可又は協議を要するとき、1件につき7,200円

第9条 削除

第10条 この規程に定めるもののほか、給水工事の費用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月10日水事規程第1号）

1 この規程は、昭和51年4月10日から施行する。

2 改正後の規程第9条第1号ただし書の規定は、昭和50年3月31日以前に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者または外国人登録法により登録されている者については、同条同号ただし書に定める居住期間の規定にかかわらず、減免の規定を適用する。

附 則（昭和51年8月1日水事規程第3号）

この規程は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月1日水事規程第4号）

この規程は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月1日水事規程第1号）

1 この規程は、昭和53年8月1日から施行する。

2 改正後の規程第9条第1号ただし書の規定の適用については、この規程の施行の日から昭和55年3月31日までの間に限り、同条同号中「その額の2分の1」とあるのは「その額」と読み替えるものとする。

附 則（昭和54年3月23日水事規程第2号）

1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

2 改定後の規程第9条第2号の規定の適用については、昭和50年7月31日以前から本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記載されている者または外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録されている者のうち、自己の居住する専用住宅または併用住宅（住宅専用部分が延面積の2分の1以上であるもの）にメーター口径20m/m以下で給水を受けようとする者から減免申請書の提出があつたときは、この規程の公布の日から昭和55年3月31日までの間に限り管理者はその額を減免することができる。

3 この規程施行の際、すでに同意等を受けているもので、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（昭和55年2月25日水事規程第1号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月17日水事規程第2号）

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、すでに同意等を受けているもので、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（昭和55年8月4日水事規程第3号）

この規程は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日水事規程第4号）

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月25日水事規程第5号）

1 この規程は、昭和55年12月1日から施行し、同日以降の給水工事施工申込み分から適用する。

2 この規程の施行の際、現に協議進行中のものについては、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（昭和56年3月30日水事規程第1号）

この規程は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月2日水事規程第2号）

1 この規程は、昭和57年5月1日から施行し、同日以降の給水工事施工申込み分から適用する。

2 この規程の施行の際、現に協議進行中のものについては、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成5年7月1日水事規程第5号）

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 10 月 4 日水事規程第 3 号）

1 この規程は、平成 8 年 12 月 1 日より施行し、同日以降の給水工事施工申込み分から適用する。

2 この規程の施行の際、現に協議進行中のものについては、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日水事規程第 4 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の給水工事施行申込分から適用する。

附 則（平成 12 年 1 月 4 日水事規程第 1 号）

1 この規程は、平成 12 年 1 月 4 日から施行し、同日以降の給水装置工事施工申込みから適用する。

2 この規程の施行の際、現に協議進行中の給水工事に係る水道施設費については、その実態によりやむを得ないと認められる場合は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 12 年 11 月 30 日水事規程第 9 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日水事規程第 1 号）

1 この規程は、公布の日から施行し、平成 15 年 7 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の給水装置工事申込みから適用する。

2 適用日において現に給水装置工事についての市の同意を受けている者に係る給水工事の費用の徴収については、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成 19 年 4 月 2 日水事規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 19 年 6 月 1 日以後の給水装置工事申込みから適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日水事規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 日上下水事規程第 4 号抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日上下水事規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 給水装置工事施行基準

---

令和7年4月

発行 八幡市 上下水道部 上水道課

〒614-8037  
京都府八幡市八幡高畑1-1  
TEL 075-983-5328  
FAX 075-983-7671